

1716	享保1. 4. 9	新発田藩, 「御家中欽之覚」ほか家中法度を発す(③161)
		5 佐渡相川に目安箱が設けられる(④65)
		◇長岡町の間屋株19軒, 問屋類(類問屋)42軒となる(③591)
		◇相川町に酒造屋72軒・濁酒屋86軒あり(④529)
		◇三島郡塚野山宿の長谷川家住宅が建築される(⑤707)
1717	享保2. 1.29	佐渡奉行所, 相川に銭座を設け, 江戸から技術者を招いて鑄銭を始める(④64)
	2.11	幕府, 松平輝貞を村上から高崎に, 間部詮房を高崎から村上に, 本多助芳を糸魚川から飯山に移封する(③115・187 ④159・174)
	2.16	幕府, 越前松平の分家松平直之を大名に取り立て, 糸魚川に封じる(④83)
	4	佐渡奉行所, 相川山崎町の遊郭を下相川の埋立地へ移し, 水金町と名付ける(④65)
	6	出雲崎陣屋付き14か村, 椎谷・高田両藩に付けられた出雲崎近隣の21か村5000石を出雲崎陣屋付きに復すよう訴願する(③45)
1718	享保3. 4.	三条町と一之木戸村・田島村との間に, 町立てや商売をめぐる紛争起こる(④627)
	6	高田関町又六, 塩問屋同然に塩を信州へ送っていたことが発覚し, 過料5貫文を納める(④554)
	8	幕府, 3か条の質地条目を発布する(④279)
	12	長岡藩, 従来の「諸士法制」を整え, 「御潤色諸士法制」11か条, 「覚」5か条を発布する(③128)
		◇蒲原郡竹野町堰からの取水をめぐる, 矢川の上流村々と下流村々の争いが起こる(⑤298)
1719	享保4. 4. 8	新発田町大火(与茂七火事)。焼失家屋800軒余(④119)
	8	新発田藩, 藩士俸禄の借上を実施する(④124)
	秋.	長岡藩, 朝鮮使節接待費として藩領から4700両を借り上げる(③135)
		◇この年から, 佐渡で年貢の定免制が実施される(③287 ④62)
		◇長岡藩, 栃尾町の町役人を検断・町老・町代と改める(④621)
1720	享保5. 9.12	幕府, 村上藩主間部詮言を越前国西鯖江に移す。同月19日, 内藤式信を村上に封じる(④164)
	9	幕府, 筑前屋作左衛門に越後城米の東回り江戸回米差配を命じる(④712)
		◇頸城郡谷村の百姓仲間, 庄屋給米などに不正があるとして庄屋を代官に訴える(③376)
1721	享保6. 3.	新発田藩, 館村陣屋と共同で, 紫雲寺潟落堀掘削工事を始める。同年5月10日竣工(④353)
	6	岩船郡村々, 村上藩に役漆の代金納を願い出る(④711)
	11	村上藩, 郷村法度を発布する(④774)
	12	幕府, 3か条の流地禁止令を発布する(④3・280)
		◇新発田藩の領内町人からの借金総額, この年1万2100両にのぼる(③164)
		◇名古屋の蕉門俳人沢露川, 三越路を巡り高田の森巻耳のもとに滞在。翌年, 『北国曲』7巻が刊行される(③780)
1722	享保7. 4.	第一次頸城質地騒動, 久々野村から起こる(④281)
	11	新潟町の回船大問屋, 商習慣維持のため仲間規定を成文化する(④588)
		◇新発田藩, 山鹿流兵学の秋元房英を召し抱える(③754)
		◇石原貞行, 頸城郡長走村に寺子屋を開く。同寺子屋は明治5年まで存続する(④765)
1723	享保8. 4. 4	第二次頸城質地騒動, 菖蒲村より起こる(④283)
	4	佐渡奉行小浜久隆, 江戸から朝鮮人参4本を持参, 栗野江村へ2本, 大野村へ1本, 長谷村東光坊境内に1本を植見付ける(④61)
	8.19	新発田藩主溝口直治, 論語講義を月6回, 後に七書講義も聴聞するよう家臣に命じる(③747)

		8	幕府, 享保6年12月の流地禁止令を撤回する(④3・285)
			◇新潟の北村七里, 吉井雲鈴七回忌に追善集『淡雪』を刊行する(③781)
			◇幕府, 佐渡金銀山の銀運上高激減のため, 直山制から請山制に転換する方針を示す。翌年撤回(④435)
1724	享保9.④. 5		幕府, 越後の幕領33万石余を高田・長岡・新発田・会津・館林の諸藩に預ける(④15・88)
	④.		幕府, 甲斐国山梨郡から柳沢経隆を越後国蒲原郡黒川へ, 弟の時睦を蒲原郡館村へ移す。黒川藩・三日市藩, 成立する(③46・79 ④16・141・143)
			◇佐渡奉行所, 田方年貢のすべてを米納とし, 代わりに総年貢高の四分の一を軽減する(④62)
			◇栃尾町斎藤金兵衛, 100疋を超える「栃尾絹」を売り出す(④474)
			◇小千谷蠟座, このころから魚沼郡の会津藩預所において, 会津本領と同様の蠟漆取扱制度を実施する(④509)
1725	享保10. 3. 1		高田藩, 質地騒動者のうち5人を磔, 10人を獄門・晒首とするなどの判決を下す(④289)
		10	幕府, 代官所諸経費の支給方法を改正。勘定所より代官所支配石高に応じ支給する(④34)
1726	享保11. 7.		村松藩, 上川・下川の新田畑改めを命じる(④147)
		7	新発田町の諏訪神社祭礼に, 6町内から飾人形屋台を出すようになる(③611)
		12	江戸橋本町竹前小八郎, 紫雲寺瀧開発許可申請を幕府に提出する(④354)
1727	享保12. 1.		村松藩, 蒲原郡反田村百姓に1人残らず浄土真宗から禅宗への宗旨替えを命じる(③794)
		4.19	佐渡金銀山の太工400人余, 賃金の引き上げを要求して罷業する(④442)
		4	新潟町, 沼垂着岸の船から仲金の徴収を強行しようとし, 沼垂町と争論となる。幕府, 年貢米積出船や領主用船を除き, 回船の沼垂入津を禁止する(③635)
		10. 7	幕府, 竹前小八郎に紫雲寺瀧開発を許可する(④355)
			◇仙石盧元坊来越し, 糸魚川の俳人らと連句の会を催す。この後, 享保20年・寛保2年にも来越する(④815)
			◇白勢長兵衛家, 瀬兵衛家から分家し新発田町で質屋を営む(⑤171)
1728	享保13. 2. 9		新発田藩主溝口直治, 山野辺弘軒の学問出精を賞し, 扶持を与える(③749)
		3.27	長岡城焼失。宝暦4年再建(③124)
		7.1	竹前小八郎ら, 紫雲寺瀧開発工事を開始する(④356)
		7	長岡藩, 藩士知行半分借上をはじめる。また家中の二・三男の召抱えを停止する(③135)
			◇村松藩主堀直為, 恩地舎人を150石で召し抱え, 儒学研鑽に努める(③747)
			◇新発田藩, 新発田町本町の町幅を5間と定め, 屋根を板葺にすることを命じる(④575)
1729	享保14.10.15		長岡藩, 城郭内外の降雪に応じて作業所・郷中間・町人足に除雪作業を行わせる(⑤705)
		10	佐渡奉行所, 元禄15年以後の借金銀の利率をすべて5分以下とし, 新規の借金銀の利息は相対にすると触れる(④64)
			◇新潟町の地子米高, 他門店地域が1位, ついで表店地域となる。古町地域は三地域中最低で, 町の繁栄の中心が移る(③643)
1730	享保15. 8.23		新発田藩, 阿賀野川を松ヶ崎へ分水させる掘割工事を開始。同年10月14日竣工。(④121・357・597)
		8	幕府, 竹前家の紫雲寺瀧開発地および瀧水面の開発権を没収, 開発者を再募集する(④356)

		11	五泉町式右衛門, 川内谷の銅山開発に着手する(④450)
			◇長岡藩, 蠟請負人制を設置する(④515)
1731	享保16.春.		阿賀野川洪水により, 松ヶ崎堀割大破。堀割が阿賀野川本流となり, この後, 阿賀北地域の新田開発すすむ。反面, 新潟港の水深浅くなり, 港勢衰える(③453 ④121・357・597)
		8	小木港への新入客船をめぐり, 問屋・船宿との間に争論が起こる。佐渡奉行所, 問屋, 船宿の順で宿とするよう裁決する(④614)
1732	享保17.⑤.		佐渡奉行萩原源左衛門, 佐渡に着任し, 新田開発を奨励。以後, 数年間に約700町の新田が開かれる(④59)
			◇柏崎の町人宮川四郎兵衛, この年から越後国内外の20余所の新田開発の請願を行う(④347)
			◇新発田町諏訪神社の祭礼に引き出す三ノ町台輪が完成する(④585)
1733	享保18. 3.		新潟の鋳物師相場家, 京都真継家の支配下に入る。以降, 越後の鋳物師が次々と真継家の支配下へ入る(④541)
		6	高田藩, 穢多の職務を明確化した「覚」を発す(③203)
	秋.		紫雲寺潟干拓工事, 今泉川瀬替工事の完了をもって終了。用排水工事は続行する(④358)
			◇佐渡奉行萩原源左衛門, 木綿・桑・麻・菜種などの栽培を奨励する(④60)
			◇長岡藩, 初鮭飛脚についての扱いを定める(④417)
1734	享保19. 2.		緒方維純門下の山野辺豊享(弘軒), 京都遊学から帰り, 新発田藩儒官となる(③747・749~750)
		3.27	糸魚川の相沢玄泉, 山脇東洋の蘭学塾へ入門する。以後, 安永5年までに相沢一門の8人が入門する(④835)
	早春.		幕府, 新江用水の開削に着手。同年12月3日竣工(④361)
			◇幕府, 年貢米の三分一金納値段の基準を定める(④35)
			◇紫雲寺潟の用排水・橋・道路などが完成。地代納入者に土地を分割し耕作を開始する(④358)
1735	享保20.		◇村松藩, 大庄屋給米を六人扶持とし, 帯刀を認める(③260)
			◇高田呉服町に蠟・油草問屋が命じられる。元文5年小町問屋の訴えにより取り消しとなる(③561)
			◇佐渡の医師大平道悦, 「佐渡産物帳」を幕府に提出する(④61)
			◇魚沼郡小千谷村, 馬市の新設を会津藩預所小千谷役所へ願い出るが, 千手馬市の反対で差し止められる(④640)
			◇新発田藩, 沼垂船統救済のため, 沼垂御蔵への川下げと蔵納め業務を船統に独占させる(④689)
1736	元文1. 6.		紫雲寺潟干拓地の検地行われ, 紫雲寺郷42か村が成立, 総石高1万6858石余, 1930町歩となる(④358)
	10. 6		糸魚川藩領の頸城郡西浜通り村々, 大浪害をうける(④83)
		12	紫雲寺郷塩津新田百姓助十郎ら4人, 耕地所持の権利をめぐり幕府に出訴する(④359)
			◇幕府, 代官所陣屋の新築・修覆に要する経費を郡中割と定める(④36)
			◇新潟町定飛脚惣太夫, 長岡藩の絵符を商荷の輸送に不正使用して処刑される(④679)
1737	元文2. 2.		佐渡の銭相場高騰のため, 交換比率を銀1匁=銭24文とし, 相川市中の銭改めを行う(④64)
		8.13	村上町の磯部順軒(世秀), 寺子屋を継ぐ(④766)
1738	元文3. 2.19		魚沼郡大倉村佐藤家住宅建築される(⑤693)
1739	元文4. 3.13		佐渡奉行所, 相川町民への安米配給量を2合5勺に半減。金銀山大工ら, これを不満とし, 奉行所に押しかける(③671~672)
		4	長岡藩, 蠟座を城下呉服町裏竹蔵跡地に新築移転する(④515)
		8.15	高柳藩主丹羽薫氏, 大坂城定番となり, 美作・河内へ領地替えとなる。頸城郡の高柳藩領は上知となり, 高田藩に預けられる(③114)

		9	幕府, 佐渡奉行所に, 佐渡金銀山の直山制を廃止し, 請負山に切り替えるよう通達する(④58)
1740	元文5. 6.		岩船上町, 十二斎市を開設するにあたり, 市町の掟を制定する(④633)
		8	蒲原郡石瀬役所, 14年ぶりに復活, 新発田藩預地8万石余を引き継ぐ(④37)
			◇長崎奉行萩原源左衛門の依頼により, この年から佐渡の干鮑を長崎へ回送する(④61・718)
			◇佐渡吉井本郷剛安寺の潮音, 「撮要佐渡年代記」2巻を著す(④821)
1741	寛保1.11. 1		幕府, 高田藩主松平定賢を奥州白河へ, 姫路藩主榊原政永を高田に移す(④90・105)
		5	蒲原郡金津村名主坂井喜左衛門, 草水油の出所を発見, 延享2年から12か所の油坪を稼業する(⑤379)
			◇幕府, この年から出羽・北国行き之城米回送船に限り, 塩・藍玉・砥石の3品の積載を認める(④711 ⑤435)
1742	寛保2. 1.		高田藩, 城下町の酒屋保護のため, 在方からの流入酒に運上を課す。以後, たびたび在方酒流入を規制する。(④525)
	5. 2		高田藩, 郷村に対し18か条の布告を発す(④92)。6月2日高田町内にも18か条の布告を出す(③570④93)
		5.17	長岡藩牧野忠周, 尼瀬町の大工作太夫女房の孝行を賞す。幕府, 林信言(愿)に孝婦の略伝を作らせる(④774)
		6	会津藩, 魚沼郡預領の江戸回米を中止し, 地払いとしたため, 上州出米が急増する(④670)
	8. 9		高田町南の荒川橋が洪水で落橋。高田藩, 今町から渡船1艘を派遣し, 輸送にあたらせる(④684)
		8	頸城郡鉢崎村山本丈右衛門, 福島潟開発を幕府に願い出る(④365)
		11.17	幕府, 岩船郡内の幕領1万3500石を米沢藩に預ける(④22)
		12.15	白河藩, 越後領の統治のため, 刈羽郡大窪村に陣屋を置く(④106・609)
			◇蒲原郡五泉町に, 「五泉平」と称する袴地用織物が初めて登場する(④472)
1743	寛保3. 2.		高田藩, 高田町の髪結25軒に鑑札(髪結株札)を付与する(④570)
		7	佐渡奉行所, 鶴子銀・銅山の官営を停止する(④446)
1744	延享1.12.		村松藩, 寺院の触頭制を定める(③790)
			◇高田町の町会所, 呉服町に新築される(④571)
			◇佐渡の伊東隆敬, 奉行所役人須田富守の命を受け, 『佐渡名勝志』を著す(④821)
1745	延享2.春.		融雪水で, 長岡今朝白表町34軒・同裏町20軒が洪水に襲われる(⑤707)
		9	佐渡夷・湊・平沢の古漁師, 内海府漁民と延縄漁場・烏賊釣漁場をめぐる争い, 内済する(④275)
		11	蒲原郡金津村坂井家, 御役金上納を条件に, 新発田藩に石油採掘を願い出る(⑤379)
			◇美濃派俳人田中五竹坊が来越する(④818)
1746	延享3. 6.		幕府, 水原に陣屋を新設する(④38)
		10	長岡藩, 財政窮乏のため自領および与板藩領からの借財の元利返済を凍結する(④110)
		11	新発田藩, 蔵米の沼垂御蔵積下げに用いる船数を, 沼垂船2, 手船1の割合に定める(④689)
			◇佐渡から長崎に送る俵物(煎海鼠・干鮑)の請負高, 6000斤となる(④62)
			◇佐渡奉行所, 相川に御用炭役所を設置する(④397)
1747	延享4.		◇長岡藩, 藩老山本精義に家譜編さんを命じる。野永貞, 史局をあずかり「記録」100余冊を編む(③749)

		◇幕府、享保4年以来続いた佐渡の定免制をやめ、検見制に復す(④63・291)
		◇大潟新田の潟川、関川・保倉川洪水により、土砂で埋まる。ついで宝暦元年、地震で両岸陥落し、潟川通水不能となる(⑤295)
1748	寛延1. 3.	会津藩、越後街道赤谷口、阿賀川北岸石間口の両番所で、越後からの入酒を停止する(④527)
	10.27	幕府、勘定方神山三郎右衛門らを佐渡へ派遣し、佐渡一国の検見を実施。この日、増年貢高5160石を申し渡す(④291)
	12	新潟町回船大問屋ら、「廻船大問屋御定書」を制定、小宿・川売りの営業範囲を確定する(④591)
		◇佐渡奉行所陣屋付医師藤沢直民(南川) 辞職し、菰野藩(三重県) 土方氏の儒官となる(③751)
1749	寛延2. 春.	佐渡下川茂村風間景範、佐渡の代表的農書「家風農書」を撰述する(④340)
	7	佐渡奉行鈴木九十郎、島内検見を実施す。この年の増年貢高3700石余(④292)
	12	小川荘津川町検断佐藤佐七郎宅、百姓一揆の襲撃をうける(④177)
		◇長岡藩、検地の間竿を6尺5寸から6尺に改める(③227④110)
		◇このころ魚沼郡小千谷地方で、蠟実穂の上納法に請負人制がとられる(④507)
1750	寛延3.10. 7	佐渡一国惣代弥次右衛門ら5人、年貢減免などの訴願を勘定奉行に提出する(寛延一揆)(④296)
	11.15	幕府、松平忠隆を佐渡奉行に任命。忠隆、以後、宝暦3年まで佐渡支配の諸改革を実施する(④66・97)
		◇会津藩、幕命により預地魚沼地方で新田検地を実施、不徹底に終わる(④193)
		◇佐渡奉行所、入札により、大石・沢根両港に入津する回船に年貢米を売却する(④715～716)
1751	宝暦1. 3.	佐渡金銀山大工、1日あたりの飯米払出しの増量を要求、在中へ逃亡する(④442)
	4.25	高田付近を震源とする大地震起こる。高田藩領内の全半壊家屋約9000戸余に及ぶ(④94)
	7	蒲原郡井田村庄屋祐右衛門、石瀬陣屋付き152か村を長岡藩預所へ移管替えしないよう勘定所に箱訴する(④29)
		◇佐渡奉行所、佐渡の産物の他国出し禁止を緩和する(④67・394・615)。
		◇佐渡の海岸諸村に佐渡産物の交易にあたる回船主が勃興、小木の間屋は10軒から20軒となる(④616)
1752	宝暦2. 3.	頸城郡大潟新田御新田組24か村惣代大竹久左衛門ら、新堀川開削の国役普請を幕府に請願する(⑤295)
	7.18	佐渡奉行小林春郷、寛延一揆関係者を処罰する(④297)
1753	宝暦3. 6.	長岡藩山本精義・今泉親徳・高野栄軒ら『牧野家譜』『御附録』を編さんする(④826)
	7. 4	新発田藩、延享期に停止した借上米制度を復活する(④126)
	7.27	幕府、佐渡に代官2人を置き、地方・蔵方・金銀山の支配を行わせる。佐渡奉行の権限は、寺社・公事および相川の行政に限定される(④67・71)
		◇古志郡栃尾郷に良質の蚕種が導入され、白紬の生産が拡大する(④475)
		◇蒲原郡館村の草水油運上、館村内部から運上請負人を出す村請制に変わる(⑤376)
1754	宝暦4. 9.	魚沼郡浦佐組14か村の申し出により、四日町村、魚沼川下流の鮭打切り場の片側を撤去する(④425)
	12	村松藩、村松町に「町方へ申渡す心得覚」を發布する(③596)

		12	幕府、福島潟干拓のため、潟周辺の新発田藩領1万石余を上知する(④38・365)
			◇村松藩、聳入り・嫁入りに際しては婚家の檀那寺に所属するよう命じる(③794)
1755	宝暦5. 2.		長岡船道、難船等の諸入用が嵩み、町方へ船1艘につき金1両、計金37両の手当金支給を求める(④688)
	春.		村松藩に仕える越後要門流兵法の片岡美矩、「武門要鑑抄新註」を著す(③754)
		7.27	高田中小町与右衛門、高田藩から三都への飛脚問屋開業を許可される(④679)
		7	長岡藩老山本精義、自邸内に書堂を設け経史を講じる(④745)
		7	魚沼郡の会津藩預所6万8000石余、幕府直轄領となる(④19)
		12	高田藩、飢人扶持30俵賑恤、糸魚川藩も穀留を行う(④222)
		12	村松藩領蒲原郡葎谷・暹場・吉ヶ平の各村で、飢饉により、この月から翌年7月まで32人餓死、30人行方不明となる(④223)
			◇幕府、福島潟開拓を頸城郡鉢崎の山本文右衛門に許可、翌年より開発に着手させる(④206・365)
1756	宝暦6. 1.		頸城郡大潟新田組合24か村代表、出府して新堀川国役普請を駆け込み訴訟する。ようやく新堀川の自普請を許され、同年10月着工、翌年4月に新堀川完成する(⑤295～296)
		4	高田藩、矢代川の瀬端橋普請のため、今町川船から渡船1艘を差し出させる(④684)
		6.24	佐渡の飢饉、空前のものとなる(④234)。この日、佐渡奉行石谷清昌、島内村々の飢饉状況を調査させる(④71)
		6	長岡藩、領内の蔵米川下げに伴う破船規定を作成、長岡船道の救済をはかる。同12年に大幅に改定する(④688)
		12.18	垂加流神道学者竹内式部、京都町奉行の取調べを受ける(④785)
		12	三島郡寺泊の医師丸山元純、『越後名寄』を著す(④734・822)
		12	佐渡奉行所地役人高田備寛、奉行石谷清昌の内命を受けて『佐渡四民風俗』を書き上げる(④74・734・821)
			◇長岡藩領栃尾郷入塩川峠に「湯疫飢饉骸骨充●塔」と刻された石塔建てられる(④223)
			◇魚沼地方大凶作。十日町縮飛脚7人、京都三井店から救済金を与えられる(④680)
1757	宝暦7. 4.16		佐渡奉行所地役人小宮左平太の召使衆助、忠義のため表彰される。佐渡における初めての表彰。以後、歴代佐渡奉行、褒賞を行う(④771)
1758	宝暦8. 4.		佐渡奉行石谷清昌、飢饉の窮状を救済するため諸拝借の棄損を断行する幕府決裁を得る(④71)
		5	長岡町の町会所、表四ノ町に移転新築し、明治に及ぶ(④571)
		6.13	幕府、鉢山および相川近辺の村々を佐渡奉行支配に復す(④72)
		12	佐渡奉行石谷清昌、金銀山仕法改革の伺書を幕府に提出し、翌年許可される(④73・437)
			◇白河藩、越後領蔵米の大坂回米をやめ、地元商人への払米に切り換える(④611)
			◇幕府、寺泊から与板にいたる間道(塩野入道・吉村通り)を經由し、自分荷物を手馬で付け越すことを認める(④673)
1759	宝暦9. 1.		小川荘実川村の五十嵐家住宅の建築はじまる(⑤693)
		5.2	幕領水原役所付きの村々26か村、代官山中源四郎の悪政を江戸に訴える。9月源四郎、重追放となる(④39・40)
			◇幕府、佐渡の2人の代官のうち1人を廃し、その支配地を佐渡奉行の支配に復す(④72・302)
			◇大坂の銭屋与左衛門、村松藩領蒲原郡下田郷で丸倉山鉛山を発見する(⑤385)
1760	宝暦10. 6.		水原代官吉田久左衛門、管内村々へ15か条の支配方針を示す(④41)

		◇長岡藩高野余慶、『由旧録』2巻を著す(④827)
		◇信州高井野村百姓、信州から信濃川を経て新潟港にいたる通船の許可を幕府に願い出るが、宿駅の反対で中止となる(⑤421)
1761	宝暦11.11.	蒲原郡下興野新田、幕府から六斎市の市立てを許可される(④635⑤322)
		◇佐渡奉行所、佐渡一國で通用していた極印銀を9月で吹き潰し、文字銀の流通を命じる(③522 ④74)
		◇新潟材木町の材木販売権、他門店へ移る(④597)
		◇このころ相川町からの伊勢参宮人数、年間20人に制限される(⑤664)
1762	宝暦12. 1.	新潟町会所、表店の販売独占権を守るため御定書を作成する(④596)
	2.25	長岡藩、積雪期の道踏み・除雪体制について触を出す(⑤705)
	5.17	新発田藩、藩士の窮乏により軍役人数の4割削減を認める(④127)
	6	出雲崎町、出雲崎港の潤普請を行い、普請経費の一部を出入船の商荷から徴収する(④606)
	7	信州小布施町祐八ら、長岡河岸で継ぎ船せず、小船で新潟港へ下る。長岡船道、祐八を幕府勘定所へ訴える(⑤421)
1763	宝暦13.春.	佐渡奉行所、試みに年貢米の一部を大坂へ回送して利益をあげ、以後、幕末まで大坂回米を行う(④75・716)
		◇小千谷町大川与右衛門、このころから会津若松と会津藩魚沼郡預所との御用飛脚を務める(④678)
1764	明和1. 5.	魚沼郡中津川の船渡しがはじまり、善光寺街道(十日町～寺石間)の中心、西通りから東通りへ移る(④693)
	7	長岡藩、在方商業禁止令を出す(④115 ⑤109)
1765	明和2. 6.	新発田藩、川方支配を設け、定期的の新発田川の掃除と川浚いを励行させる(④582)
		◇村松藩領蒲原郡黒水村で村役人弾劾事件が起こる(④151)
		◇佐渡における長崎向け俵物の請負高を1万斤に増やす(④718)
		◇三島郡塚野山長谷川家の土地集積高約292石となる(⑤198)
1766	明和3. 2.28	高田の長浜問屋、営業不振により長浜塩扱いの権利を小町問屋に譲る(⑤211)
	9	五合庵初代万元の五十回忌追善として、安田以哉坊選の俳額が国上寺に奉納される(③766)
		◇出雲崎の寺沢石城、服部南郭の門人に学んで帰郷。のち刈羽郡加納村で私塾滄浪舎を開く(④762・791)
1767	明和4. 4.	蒲原郡東大崎村永明寺境内に米山塔建立される(現存する最古の米山塔)(⑤675)
	8	長岡藩の高野余慶『御邑古風談』3巻を著す(④827)
	11. 5	相川町に竹槍などをもった農民たちが集まり、佐渡明和一揆が起こる(④300)
	11.23	佐渡74か村の農民、奉行所の年貢増徴に反対して、栗野江村の加茂神社で寄合を開く。26日再度集会、頭取6人を選び、訴状をまとめる(④301)
		◇新発田町白勢家の土地集積規模250町歩に達する(⑤173)
1768	明和5. 2.	村松藩石曾根組・木越組の農民、御用金の賦課に反対し、藩に強訴する(④152)
	3.26	直江津今町の下層町民ら、高田藩の新規運上取立てに反対し、騒動を起こす(④604)
	4	幕府、佐渡においた代官を廃止し、佐渡奉行の全島支配を回復する(④72・77・302)
	8.27	幕府、佐渡の明和一揆鎮圧のため高田・長岡・新発田の3藩に出兵を命じる(④111・302)
	9.13	新潟町で涌井藤四郎ら40人の町人、長岡藩の御用金賦課に反対し、西祐寺に集まる(④111・649)

	9.26	新潟町で涌井藤四郎らの赦免を求める騒動が起こり、27日にかけて24軒を打ちこわす。10月3日長岡藩、藩士60人を新潟に派遣する(④650)
	10.25	長岡藩の役人引き揚げ後、涌井藤四郎、新潟町を行財政を掌握する(④654)
	11.22	長岡藩、新潟町騒動時の町役人と涌井藤四郎らに対し、長岡への出頭を命じる(④654)
		◇村土藩領三条町で下層民による打ちこわしが発生する(④111)
		◇新津町桂六郎左衛門、宇治から茶の種を導入し、田家村で栽培する(④487)
		◇長岡藩、庄助に新潟定飛脚の開業を許可する(④679)
		◇美濃派俳人安田以哉坊が来越する。安永7年にも来越(④818)
1769	明和6. 2.	幕府、全国の幕領・大名領に対し、厳しく徒党を禁じる触を出す(④302)
	11	古志郡中子村百姓、栃尾谷内町裏への家作願を代官所に提出する。以後、栃尾町裏の家作がはじまる(⑤259)
	11	幕領555か村、小千谷蠟座の建物修復入用金を郡中割で負担する(④509)
1770	明和7. 3.21	佐渡奉行、佐渡明和一揆の6人の頭取のうち遍照坊のみ死罪とし、他の頭取を敲き放しとし、釈放する(④302)
	春.	村松藩、年貢増徴を目的に上川地方の地方改めを実施する(④152)
	8.25	涌井藤四郎・岩船屋佐次兵衛、新潟明和騒動の責任者として処刑される(④655)
	秋.	蒲原郡地蔵堂の大森子陽、江戸で古文辞学を修めて帰郷し、地蔵堂で私塾三峰館を開く(④788・802)
		◇佐渡奉行、佐渡の銅銭が払底したため、相川夕白町庄助らを銅山仕入れとし、相川町善兵衛らに銭1万貫の鑄銭を請け負わせる(④75)
		◇堀之内縮問屋仲間、小出島の市場同様の取引きを小千谷陣屋に訴える(④468)
		◇俳人加藤暁台来越し、新潟・出雲崎の俳人と交遊する。安永4年・天明5年にも来越(④819)
1771	明和8. 2.18	佐渡徳和村権十郎、蝦夷地江差からさらに奥地へ進み、行商中に病死する(⑤484)
	春.	蒲原郡津川の酒造家田崎富脩、『津川姿見』を著す(④826)
	11. 7	新発田藩主溝口直養、学問奨励に関する諭告を出す(④734)
		◇伊勢の俳人三浦橋良、高田を訪れる。安永3, 4, 7年にも来越(④819)
1772	安永1. 3.25	新発田藩、二の丸御用屋敷に講堂(後の藩校)を設立し、4月9日開業する(④132・738)
	11	三面川上流の岩船郡岩沢村など幕領漁民、村上町の漁場まで下り鮭を取り、紛争を起こす(④430)
	12	岩船郡海老江の甚平、海老江港からの城米直送を出願する(④712)
		◇越後から紙漉人を招き、佐渡の小木で紙生産を試みる(④502)
1773	安永2.秋.	新発田藩、領内農民に持高1石に3升5合の米を積み立てさせる除米制度をはじめ(③130)
		◇出雲崎陣屋、金53両で改築される(④54)
		◇長岡藩、領内炭村へ炭の上納量を割り付ける(④383)
		◇魚沼郡堀之内・小出島の縮市場争いが再燃、同4年議定を結ぶ(④469)
		◇佐渡年貢米、この年から大石港のほかに河原田からも積み出される(④716)
1774	安永3.10.	村上城下の肴町、瀬波町魚商の城下での振り売りを10人に規制する(④563)

		10	佐渡奉行, 相川の医師時岡亮庵を奉行所に招き, 書院で大学を講じさせ, 諸役人に聴聞させる(④753)
		11	高田藩, 直江津今町の福永十三郎らの訴えを入れ, 今町入荷生魚の2割を町内で自由に販売することを許す(④605)
			◇福島潟開発権, 鉢崎村山本丈右衛門から, 岩船郡紀伊国新田久左衛門に移る(④365)
			◇村松蘆溪, 『松氏文草』初編を出版する(④844)
1775	安永4. 5.		長岡藩, 在方商業停止令を緩和し, 在方から店役銀を取り立てる方針に改める(④116)
		8.27	村上藩, 青砥武平治の三面川鮭漁争論についての功績を認め, 褒賞する(④431)
		8	幕府, 佐渡奉行柘植三蔵の出目銭仕法を許可する(④76)
		12	魚沼郡千手市, 塩沢の馬市差止めを幕府に出願する(④641)
			◇このころ, 越後幕領の回米積出し港として新潟・出雲崎・直江津今町のほか海老江が加えられる(④712 ⑤232)
1776	安永5. 5.15		新発田藩主溝口直養, 藩士・領民に対し, 学問を奨励, 講堂への出席を強制する(④739)
		9	新発田藩, 医学館を設立する。藩設医学館としては薩摩藩, 肥後藩に次いで全国三番目(④742)
		9	村上藩, 矢野助右衛門を師範役に任じ, 自宅で藩士子弟に教授するよう命じる(④749・775)
1777	安永6. 8.		新発田藩, 新講堂の建設に着手, 同年12月5日竣工する(④740)
1778	安永7. 5.		新発田藩, 「社倉御掟書」を定め, 社倉制度を設ける(④130)
	⑦. 5		江戸無宿者60人, 佐渡金銀山水替人足として, 初めて北国街道を經由し小木港に到着する(④439・675)
1779	安永8. 5.		岩船郡下関村の渡辺三左衛門, 新潟町で米沢藩御用鉄を調達する(④723)
		5	尼瀬の光照寺にいた良寛, 巡錫回国してきた備中玉島の円通寺大忍国仙に従い得度。のちに, 玉島に赴く(④803)
		12.21	新発田藩主溝口直養, 『勸学筆記』の開板を命じる(④742)
			◇この年, 三島郡片貝村に郷学の学館(朝陽館)設立される(⑤541)
			◇江戸無宿者60人, 佐渡金銀山水替人足として, 三国街道を經由して送られ, 以後, 三国街道と北国街道が交互に使われる(④675)
			◇佐渡年貢米, この年から大石・河原田のほかに夷港からも積み出される(④716 ⑤254)
1780	安永9. 2.		新発田藩, 講授役佐藤尚志に領内の巡村講義を命じる(④778)
		5.15	新発田藩, 新令(安永令)を領内に公布する(③237・608 ④131・742)
		5.15	新発田藩主溝口直養, 新令で閻斎派朱子学を藩学と定め, 他の学派を禁止する(④132・742)
		5	糸魚川に沖の口運上銀騒動起こる(④85)
			◇俳人河村再和坊来越する。寛政7年にも来越(④818)
1781	天明1. 4.		新発田藩, 全領にわたる地改めを申し渡す。翌年から開始する(④128)
		5	木喰行道, 信濃から越後へ入り, 同5年まで各地を行脚する(④850)
1782	天明2.		◇幕府, 高田藩の高田栞・樽屋栞の混用を黙許する(④566)
			◇佐渡奉行石谷清昌, 床屋(精錬業者)を奉行所構内に移し, 精錬の直営を企図する(④398)
1783	天明3. 2.		糸魚川町の町会所, 七間町に設けられる(③574 ④571)
	5~7.		夏季の低湿多雨により飢饉となる。頸城地方の幕領村々, 「破免検見入り」を受ける(④226)
1784	天明4.3~4.		飢饉に苦しむ会津南山地方の名主ら, 燕方面から八十里越で越後米1000俵を運ぶ(④706)
	春.		新発田藩, 3月から8月にかけて値安米1800俵を売り払い, 領内難民の救済にあたる(④229)

	7.3	紀行家菅江真澄, 信州から越後に入り, 約40日間にわたり各地を訪れる(④793)
	8	頸城・魚沼郡の山間の村々, 飢饉による死者が1~8月までに人口の2割前後に達する(④229)
	12.23	新発田藩, 新律(安永律)を領内に公布する(④131・742)
		◇佐渡奉行石野平蔵, 佐渡における囲米制をはじめ(④78)
		◇福島潟開発権, 岩船郡紀伊国新田久左衛門から, 水原町万五郎に移る(④365)
		◇高田藩, 高田町の紺屋55軒に株札を付与する(④570)
		◇蒲原郡水原の地主市島家, 持高2660石に増加する(⑤168)
1785	天明5.10.	幕府, 越後の川筋村々を検分して川船数と役銀の有無を調べる(④682)
	11.15	新発田藩主直養の後嗣をめぐり, 御家騒動が起こる(④132)
		◇白河藩領鏡沼村大庄屋常松次郎右衛門, 越後女を呼び寄せるため来越する(④248)
1786	天明6. 2.	旅行家橋南谿, 越中から越後に入り, 弥彦・三条・新潟など各地を訪れる(④793)
	3	頸城郡西浜の木浦村で新規地引き網漁をめぐり争論が起こる。天明8年4月に勘定所で裁決(④260)
	4	頸城郡松野木村勝念寺10世順正, 異安心のかどで訴えられる(④852)
	5. 1	新発田藩「歴代廟記」7巻が脱稿する。のち推敲が加えられ「御記録」となる(④827)
	5	幕府御普請役田村七郎次・根津順助, 直江津今町港の普請を検分する(④700)
	5	直江津今町大年寄, 今町港に入津する銃の8割・鉄5割が信州に送られると書上げる(④700 ⑤430)
	8.1	蒲原・三島郡内の淀藩稲葉氏の所領が上知となり, 同藩脇野町陣屋が幕府陣屋となる(④54)
	12	椎谷藩領刈羽・三島両郡31か村の農民, 騒動を起こし, 寛政4年まで紛争が続く(④102)
		◇福島潟開発権が新発田藩に移る。新発田組大庄屋郡蔵・川北組大庄屋喜次右衛門, 福島潟開発を命じられる(④365)
		◇俳人伏見●虹の十三回忌集『暁の空』出版される(④818)
1787	天明7. 1.	椎谷藩の農民, 藩の苛政を寺社奉行に直訴する(④102)
		◇頸城郡尾神村藤野条助ら, 砂防のため犀浜通りの海岸砂丘に植林を開始する(④99)
		◇頸城郡犀浜18か村の牛追い稼ぎの者, 高田宿が信州送り荷から上前銭を徴収するのは不当として訴える(④665)
1788	天明8. 4.	石瀬役所, 管内村々に年貢高の20分の1の置糶を命じる(④43)
	6~8.	中野役所, 備荒のため管内村々に葛・蕨の貯蓄, 田螺の採集を命じる(④42)
	8	米沢街道の宿駅問屋, 撰芋等の背負いによる通し荷を規制するための規定を作成する(④707)
	10	川浦役所, 管内村々に海草えごの調理法を示し, 田螺・糶・粟・稗・大豆干葉・大根切干の貯蔵状況を書き上げさせる(④43)
		◇佐渡奉行所, 国府川大改修工事を行う。総工費1万9551貫文と用材1万500余本を官費から支出する(⑤319)
1789	寛政1. 1.	幕府, 幕領村々に貯穀用郷蔵の新設を命じる(④44)
	2	14人の越後女性, 村松藩領などから奥州白河藩領へ移住のため赴く(④249)
	5	幕府, 大名預所取扱いの改革令を発し, 国持大名に対し, 新たに幕領を預けることを停止する(④31)
	6	魚沼郡浦佐組赤石郷上組9か村, 幕府巡見使に雷土村への郷蔵新設を嘆願する(④27)

		6	高田藩, 塩抜荷の防止のため, 直江津今町入津の塩買入れを自由とし, 代わりに運上納入と高田小町塩問屋への口銭納入を義務づける(④555)
	10. 5		新発田藩の修史事業として『御記録』が完成する(④827)
		11	幕府, 新発田藩領92か村2万石を上知し, 代知として陸奥国信夫・檜葉・田村三郡の23か村を与える(④135)
	秋.		江戸の国学者大村光枝, 越後に来遊し, 出雲崎を中心に約1年間滞在する。享和元年にも来越(④794)
			◇幕府, 新発田藩に福島潟新田を上知させ, 翌年, 水原町市島徳次郎ら13人に福島潟の開発を行わせる(④366)
			◇尾張国瀬戸村の焼物師栄次郎(一説に越前国坂井郡の瓦師), 蒲原郡山崎村大黒屋伊之助に勧め山崎焼をはじめ(⑤394)
1791	寛政3. 2.		長岡藩領浦村など9か村, 負担軽減を求め嘆願書を藩に提出する。藩, 徒党・強討を企てたとして, 翌年8月浦村組頭権左衛門を獄門とする(④114)
		6	会津藩領所の魚沼郡浦佐組12か村・六日町組36か村, 大割元の苛政を江戸に訴える(④27)
		12	高崎藩, 一ノ木戸役所管内の大庄屋制を廃止する(④176)
1792	寛政4. 8.24		幕府, 椎谷藩の三島・蒲原・刈羽各郡内の5000石を上知し, 信濃国水内郡・高井郡内に代知を与える(④104)
		8	刈羽郡大窪村鋳物師ら, 新しい釜子への6か条の規約を取り決める(④540)
			◇飛騨の木地屋2軒, 頸城郡大所に移住する(④99・378)
			◇経世家海保青陵, 来越する。蒲原郡一ノ木戸村庄屋小林家で致富について講じる。文化1年にも来越(④794)
1793	寛政5. 2.		高田藩, 領内海岸に遠見番所・大筒台場を築く。また, 幕府から長岡藩・新発田藩と1年ずつ交代で佐渡沿岸の警固にあたるよう命じられる(⑤96・771)
			◇この年以降, 江戸石川島人足寄場からも佐渡金銀山の水替人足が送り込まれる(④439)
			◇頸城郡春日新田の馬喰, 高田宿を通らず針・吉木村へ直接荷送りし, 高田宿と争論となる(④666)
			◇頸城郡姫川原村西本願寺派正念寺の興隆, 寺内に学塾「崑崙舎」を創設する(④842⑤646)
			◇中野代官河尻甚五郎, 千曲川・信濃川通船実現の可能性をさぐるため, 信越国境の川通りや難場を検分する(⑤422)
1794	寛政6. 1.		長岡町惣代, 在方商業の進出が城下商業の衰微を招くとし, 在方商業の停止を町奉行所に訴え出る(④116)
		7	佐渡相川・下相川・姫津村の漁師, 烏賊漁・鱈漁の支障になるとして, 鹿伏村など七浦半島6か村の鮪漁を訴える(④278)
		11	高田小町問屋の取扱う商品, 25品目にまで拡大する(③561)
		11	岩船郡荒川流域上郷村々, 下流の持網漁法により鮭が溯上しないとして, 牛屋村を訴え, 牛屋村と一札を取り替わず(④425)
		12	蒲原船道船持仲間, 株数を36株に定め, 35人で所持する(⑤415)
			◇佐渡奉行所, 不採算の甚五間歩・雲子間歩を休山とする。鉢山の灯油を荏桐油から佐渡国産の魚油に替え, 金穿大工を3万人から2万人に減らす(④440)
			◇佐渡から, 俵物(干鮑)1万4600斤を長崎へ回送する(④718)
1795	寛政7.		◇長岡藩領古志郡石内村で「異法義」事件起こる(④853)
1796	寛政8. 7.		刈羽郡大窪村の歌代・小熊・原姓など53人の鋳物師, 京都の真継家の支配下に入り請書を出す(④542)
			◇佐渡年貢米1000石が東回りで江戸に回送される(④75)
			◇新発田藩, 川北組小坂村に窯を設け陶器生産を開始する。同10年, 新津組桂太郎左衛門を瀬戸方支配に任じる(⑤390)
1797	寛政9. 4.23		高田稲田町栄治, 砂糖製法所の設立許可を高田藩に願い出る。享和4年中止(⑤219)

		5	新発田藩、講堂に溝口直養親書の扁額「道学堂」を掲げる(④743)
		9	魚沼郡須原村の目黒家住宅建築される(⑤707~708)
1798	寛政10. 1.24		高田藩領奥州浅川で農民騒動が起こる(④95)
	秋.		詩人柏木如亭、俳人杜入と船で信濃川を下り、新潟へ来る。翌年出雲崎各地に遊び、文化2年・4年にも来越する(④795)
			◇長岡藩、栃尾郷村々に対し、出稼ぎの抑制を命じる(④247)
1799	寛政11. 5.28		与板の関口徳立、蘭学塾芝蘭堂に入門、文政3年までの9人の越後人が入門する(④837)
		5	長岡鑄物師星野家、真継家から古志郡の大工職許状を与えられる(④541)
		9	高田・関山間の北国街道7か宿、間道経由の牛追いによる商荷輸送停止を新井役所へ訴える(④666)
		12.14	村松藩、幕府聖堂再建の総奉行を命じられる。これが同藩の学問振興のもととなる(④751)
			◇長岡藩、上納紙代米制を廃止し、上納紙束数を固定化、のち天保5年に再び代米制に復す(④501)
1800	寛政12.春.		幕吏金沢千秋、魚沼郡桔梗ヶ原開拓の検察使として来越し、機織りや雪国の民具、風俗を記録(『越能山都登』)する(④795)
		12	脇野町代官山田茂左衛門、貯穀を徹底するため1村に1つの郷蔵を設けるよう命じる(④45)
			◇三島郡寺泊町宇右衛門ら、円上寺湯周辺の排水・干拓工事に着手する。翌享和1年完成(④173)
			◇佐渡の黒沢金太郎、相川町で金太郎焼を創業する(⑤395)
1801	享和1. 7.11		長岡藩主牧野忠精、老中となる。文化13年10月辞職(④112)
		8	北国街道脇道長沢通りで塩荷を輸送中の牛追いら、二本木・松崎・関山三宿の人足に取り押えられ、幕府に提訴する(④667)
			◇魚沼郡十日町の服部道斎、紀州の外科医華岡青洲の春林軒に入門。以来、越佐の入門者23人を数える(④838)
			◇水原の市島肅文の詩文集「岱海堂文集」10巻、京都の瑤芳堂から刊行される(④845)
			◇竹石留吉、地機で木綿を織り、小須戸縞はじまる(⑤324)
			◇新発田藩祐筆尾本龍淵、「庭訓往来」を出版する(⑤640)
1802	享和2. 3. 4		高田城郭、全焼する(④94)
		11.15	大地震のため小木港隆起し、潮通りの堀や内の澗が利用困難となる(④619)
			◇蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍、優学館を開く(④848)
			◇木喰行道、三国峠から魚沼へ入り、各地を巡回、仏像を造る(④852)
			◇幕府、頸城郡牛追いの長沢通り通行を許可、以後、長沢通りが信州飯山への塩荷輸送の中心路となる(④668 ⑤488)
1803	享和3. 1.		長岡町、町続きの干手町村と新町村の商業活動の統制を長岡藩に願い出る(④117・575)
		4	新発田藩士山本方剛(和算家)、新潟の白山神社に算額(幾何学の問題)を奉掲する(⑤602)
		7	頸城郡東浦田・中立山など4か村、薪不足解消のため村外への炭販売の禁止を取り決める(④376)
		8	北国街道新井から関川までの中山八宿、宿場・宿馬保護のため高田塩問屋と規定証文を交わす(④701)
		10	長岡町の検断・町老、町奉行所へ在方店売りの停止を願い出る(⑤212)
		12	直江津今町の問屋、高田小町の塩問屋が衰微したため、資力ある問屋なら誰にでも塩の卸売りを許可するよう高田藩へ出願する(⑤485)
			◇佐渡松ヶ崎村の男子259人(13歳~59歳)のうち、100人が蝦夷松前稼ぎを希望する(⑤474)

1804	文化1.	◇出雲崎町の馬市新設願いに対し、椎谷町が異論を唱え訴訟となる(④642)
		◇糸魚川信州問屋の松本街道における交易特権に対抗し、頸城郡青海村から小滝を経て松本街道へ出る新道が計画される(④697)
		◇良寛、国上寺の五合庵に定住する(④803)
		◇蒲原郡金津村の草水油採堀権、坂井家から中野家へ譲渡される(⑤379)
1805	文化2. 3.	村松藩、隠田摘発のため、下川地方から荒地改めを開始する(④155・304)
	9	三国街道浅貝宿、会津藩領預所をとおして20年季5割増の人馬賃銭を願い出る(⑤403)
	12	長岡藩士の著作といわれる『粒々辛苦録』成る(④326・829)
		◇佐渡奉行所地役人田中葵園、相川広間町に広業堂を建てる(④754・763)
1806	文化3.夏.	幕吏井上秀栄、蒲原郡赤川村の検地のため来越、方言や草水油、越後七不思議などを記録(『越後巡見記』『秀栄独語』)する(④795)
	9	幕府、酒の勝手造り令を發布。以後、酒造業者が激増する(④531)
	9	糸魚川町、龍吐水5挺を大坂から取り寄せ、町内5組に配備する(④581)
		◇佐渡小木港の上・下番所地先に、榎形の船溜り(三味線堀)を掘削する工事がはじまる。同8年に竣工(④619)
		◇画家釧雲泉、信州から越後へ入る。同8年まで越後各地に滞在する(④796)
		◇詩人大窪詩仏来越する。この後、文政7年までに3回来越して詩作する(④797)
1807	文化4. 2.	頸城郡西浜の浦本3か村と能生小泊村、寒刺鱈場をめぐり争う(④263)
	2	高田藩、冬季雪おろし人足の昼扶持を1人につき米2合5勺と定める(⑤705)
	4	蒲原郡上条村の新規酒造に対する加茂商人の妨害事件を契機とし、上条新田と加茂町との間に町場争いが起こる(④637)
	5	米沢藩、青苧の専売制を実施、越後各地で反対運動起こる(④457)
	5	塩沢組郷元庄屋兵左衛門、「風俗帳」を著す(⑤694)
	5	ロシア船、利尻島に侵入、幕府の船を焼く(⑤4)
	9.17	米沢藩、青苧専売制の撤回を表明。11月末日藩主上杉鷹山の裁断により廃止する(④460)
		◇魚沼郡浅貝・二居・三俣の3か村、入会山の黒部檜の伐出しが深山まで進んだため、代官所に運上金用捨を願い出る(④385)
		◇村松藩、全領の職人・商人から役銭を、諸品から運上銭を取り立てることを布告する(④157)
		◇京都の真継家、このころ越後鑄物師への大工職をすべて取り上げる(④543)
		◇幕府、蝦夷地が幕領となったため、水原代官所管内岩船郡村々に対し、秋までに箱館への回米を通達する(⑤449)
		◇奥州白石の俳人松窓乙二来越し、多くの俳人と交流する。文政3年にも来越(⑤635)
1808	文化5. 1.	佐渡奉行所、島内6か所の番所および各浦目付所に鉄砲・長柄等を配備し、弾野・鹿伏に遠見張番所を設ける(⑤769)
	3.26	新発田藩、幕命により、藩士速水伴右衛門ら20数人を佐渡沿岸警備のため渡海させる(④137)
	4. 3	新発田藩、佐渡に大筒を配備するため、鉄砲頭以下96人を渡海させる(⑤771)
	4.28	長岡藩、藩校崇徳館を設ける(③744 ④112・746)
	6	信濃川上流の魚沼郡赤石村と寺石村、既設の寺石渡し・田中渡しのほかに両村間に新規の船渡しを開始する(④694)

		8	蒲原郡矢川上流15か村、竹野町堰をめぐり、下流の竹野町村を江戸評定所に訴える。同7年2月和解する(⑤299)
			◇亀田町の植村仁四郎、野州から長機を伝え亀田縞の品質向上をはかる。このころ、亀田縞を扱う商人、仲買仲間結成する。(⑤322)
			◇書家巻菱湖、江戸築地軽子橋畔に書塾肅遠堂を開く(⑤639)
1809	文化6. 2.12		幕府、高田藩領の陸奥国石川・田村・白川郡から5万石を上知し、代知を頸城郡内で与える(④31・96)
		3	折衷学派の巨頭亀田鵬齋、信州善光寺から越後に入り、柏崎・出雲崎・与板・燕・三条・新潟などに遊ぶ(④799)
		7.16	村松藩、郡奉行に色取検見法によって年貢を徴収するよう命じる(④156)
			◇三島郡片貝村庄屋太刀川喜右衛門、『やせかまど』を著す(④326・768・829)
			◇『新編会津風土記』成る(④826)
			◇幕府、越後鉢崎出身の幕吏松田伝十郎らの尽力により、カラフト原住民の山丹人への負債を返済する(⑤462)
1810	文化7. 4.20		亀田鵬齋、佐渡の小木へ渡り、3か月余滞在する(④800)
		11	鵬齋、新津組大庄屋桂菅正宅で「萬巻樓記」を書く(④801・843)
		12	幕府、高田・長岡・新発田の3藩に、以後、1年交代で佐渡警備につくことを命じる(⑤4)
			◇蒲原郡上杉川村庄屋ら、川内組入会山の隈ヶ谷で銀・銅・鉛の問掘りを村松藩へ願い出る(④451)
			◇高田町の蠟燭髪付油の商人、60人で株仲間を作る(④570)
1811	文化8.		◇高田町の塚田五郎右衛門、稲荷中江(塚田用水)を開く(④99・549)
			◇蒲原郡安田の地主齋藤家、酒造業をはじめ(⑤350)
			◇三島郡片貝村酒造業の佐藤家、薬酒の粟守・忍冬両酒をもって江戸日本橋に出店し、翌年、中山道本庄宿(埼玉県本庄市)にも取次店を置く(⑤352)
1812	文化9.春.		橋崑崙、『北越奇談』6巻を江戸の永寿堂から刊行する(④828)
		9	高田町の大工・木挽仲間、作料等についての規定を作る(④569)
		10	直江津今町の内山屋八右衛門、越後国城米の回送を勘定所へ願い出る(④714)
			◇齋藤富右衛門、新津で初めて絹織物生産を開始する(④472)
			◇米沢藩郡方役人北村孫四郎、著書「北条郷農家寒造之弁」で越後浜向けの煙草栽培を説く(⑤498)
			◇幕府、幕領回米諸経費の一率2割減を命じ、川船運賃・河岸の小揚・蔵敷ともに減額される(④685)
1813	文化10. 4.		相川町民、中尾間歩の稼業再開を佐渡奉行所に嘆願する(④441)
			◇山辺里村小田伝右衛門、龍紋地を三条町で売り出す(④170)
			◇良寛の弟橋由之、『くらげのほね』を著す(④808)
1814	文化11. 2.		新潟の巖田洲尾、越後人の詩を収めた「鷗盟集」を出版する(⑤578)
		4. 3	村松藩領全藩一揆起こる(④211・303)
		4. 5	村松藩領全藩一揆ほぼ終息する。約66軒打ちこわしをうける。村松藩、新法責任者の若年寄役堀宮内を罷免する(④309)
		5. 8	長岡藩領古志郡栃尾町で打ちこわし起こる(④211・303)
		5.15	幕領蒲原郡加茂・上条村で町家7軒打ちこわしを受ける(④211・303)
		5.18	幕領蒲原郡中条町で打ちこわし起こる(④312)
		5.19	白河藩領地蒲原郡五泉町で米屋10軒余打ちこわしを受ける(④211・303)
		5.24	蒲原・岩船両郡35か村が参加した百姓一揆(野口騒動・菅田騒動)起こる(④211・303・311)
		5	頸城郡田切村庄屋ら、妙高山麓の一本木新田に温泉(赤倉温泉)を開くことを高田藩に願い出る(④98)

		5	高田藩, 高田から直江津今町に塩会所を移し, 上稲田村に11軒の塩問屋を許す(④556 ⑤485)
			◇江戸十組呉服問屋, 越後縮行商人の縮荷を差し押え, 江戸市中行商の停止を町奉行所に訴える(④470)
			◇岩船郡山辺里で銘仙織(山辺里織)はじまる(④473)
			◇十返舎一九来遊する。高田・柏崎・長岡・新潟・新発田・津川を経て会津へ出る。翌年『諸国道中金の草鞋』を出版する(④797)
1815	文化12.3~5.		蒲原郡加茂町市川正兵衛ら, 蝦夷地御用米4339石余を新潟・柏崎両港から松前・箱館に回送する(⑤450)
		5. 3	幕府, 蒲原・岩船郡騒動の関係者に処罰を言い渡す(④317)
		8. 6	佐渡奉行水野藤右衛門, 奉行所内に「素読所」を設置し, 10月1日より素読指南をはじめ(④755)
		8	長岡藩校崇徳館の職務規定(功令)が制定される(④747)
		11	石瀬代官所, 支配地が与板藩領となったため廃止される(④22・118)
		11	村上藩, 銘撰役所を設置, 銘仙織の藩専売制を実施する(④473)
		11	出雲崎で故釧雲泉の立碑追福画会が催される(④796)
	晩冬.		蒲原郡水原の小田島允武, 『越後野志』を刊行する(④824)
			◇与板藩, 蒲原郡石瀬村に新城を築くことを決め, 翌13年工事に着手する。14年与板町民の反対により中止となる(④118)
1816	文化13. 3.		高田藩, 藩営事業として一本木(赤倉)温泉の開発をはじめ(④98・150 ⑤214)
		5	栃尾町商人大坂屋為八, 長岡藩に「絨問屋願」を提出, 絨の流通独占を図る。機元らの反対で失敗(④484)
1817	文化14. 3. 6		連歌師里村玄碩, 小木に着く。3か月間滞在, 佐渡の文人63人と交遊する(④798)
		10	水原町の和算家山口坂山, この月から文政11年まで6回にわたり諸国を遊歴する。のち, その見聞を「道中日記」に著す(⑤604)
		11	幕府, 蒲原郡三瀉水抜き掘削工事を許可する。翌年2月工事を開始, 文政3年1月完工(④172・371・598)
		11	会津藩, 津川船道の古法が守られていないとして, 船株の新規取決めを命じ, 下条組の肝煎を世話役に任命する(④692)
			◇三都定飛脚問屋の島屋佐右衛門, 柏崎町に出店を開く(④681 ⑤412)
			◇栃尾町絹屋儀右衛門, 長岡藩に「絨買旅人宿」の指定を願い出るが, 失敗する(④485)
1818	文政1. 2.		津川・下条船の船持仲間, 「定」を作成して無株船の阿賀野川運行を規制する(④692)
	春.		佐渡奉行所, 呉服物・縮布等を扱う他国商人の佐渡入国を禁止する。同4年に撤回する(④79)
		8	村松藩, 家中・郷中に対し儉約令を発する(⑤130)
		9	幕領頸城郡昆子村三蔵, 高田藩外で仕入れた塩肴の信州送りには, 高田田端問屋の改めは不要として幕府へ直訴する(④560)
1819	文政2. 7.		高田藩主の三国街道通行をめぐり, 堀之内宿問屋と小出島組との間に助郷論争が起こる(④676)
		8.27	糸魚川藩に黒川騒動起こる(④85)
			◇蒲原郡一ノ木戸村百姓, 阿賀野川・信濃川筋に, 川筋取締役の設置と役銀徴収を幕府に献策し, 幕府役人が検分に出張する(④682)
1820	文政3. 3.28		糸魚川藩, 黒川騒動の後, 財政緊縮策を領内に触れ, 領民の負担を軽減する(④88)
		3	岩船郡八ッ口村と湯沢村, 薪の伐出しをめぐり争論する(④388)
		7	村松藩, 全藩一揆発生の責任を負い退役していた堀宮内を, 再び年寄役に登用する(⑤130)
		10	三条宝塔院の住職隆全, 手習本「三条往来 全」を著す(⑤556)
			◇蒲原郡船越村割元神保泰和, 『北越略風土記』を著す(④825)

		◇藍沢南城, 刈羽郡南条村に私塾三餘堂を開く(⑤12・530)
1821	文政4. 5.14	直江津今町の魚商人, 高田城下田端町の魚役衆を打擲し, 両町対立する(④605)
		◇加茂の森田千庵, 漢蘭医藤林普山の塾に入門する(④837)
1822	文政5. 7.	新潟町の船大工仲間, 作料等の仲間規定を成文化する(④592)
	冬.	蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍, 「北越古今詩選」初編を出版する(⑤578)
		◇頸城郡新長者原村猶左衛門ら, 関川上流の新規通船を計画する(④683)
		12 黒田玄鶴, 『石綿論』を刊行する(④846)
		◇七品運上請負人, 絹糸・紬の二品を運上に加えるよう小千谷陣屋に出願。翌年, 白布・小白布・続布を七品から除き, 代わりに絹糸を加え, 五品とするよう出願する(⑤338)
		◇高田藩, 高田小町の塩問屋以外にも塩の卸売りを許可する(⑤211・485)
1823	文政6. 2.10	佐渡奉行所, 相川羽田浜に広恵倉の建設を決める(④80)
		2 三島郡上三島組の農民, 脇野町代官布施孫三郎の在陣年季の継続に反対し, 江戸で箱訴を行う(④47・51)
		3.24 幕府, 白河藩主松平定永を伊勢桑名に移す。越後白河藩領, 桑名藩領となる(④105・⑤858)
		4.28 旗本安藤氏領の刈羽郡内で, 諸経費節減, 不正大庄屋の排除を求め, 打ちこわしが起こる。6月再び不穏となり, 村々は26か条の訴状を江戸に提出する(④56)
		9 幕府, 福島潟周辺の幕領8000石余を新発田藩に預ける(④369 ⑤117)
		◇佐渡北狄村から後尾村にいたる8か村, 焚火をして烏賊漁をする相川漁師を訴える(④276)
		◇新発田藩, 参勤交代定式通路の会津通りのほか, 少雪の信州通りを併用したい旨, 道中奉行に願い出て許可される(③698)
		◇与板藩, 万人講興行を領民に命じる(⑤114)
		◇蒲原郡南五百川村熊蔵, 村松藩領拾石鉛山を発見する(⑤386)
		◇加治川筋三日市船方仲間, 荷宿雇い船制をやめ, 積荷を船方仲間全員が均等に分配する方式を決める(⑤417)
		◇江戸の俳人青野太●来越し, 長岡の半年庵に住む(⑤635)
1824	文政7. 3.	新発田藩士丹羽思亭, 私塾積善堂を開く(⑤536)
		6 脇野町代官所の元締手代平野良助, 長岡藩米の手形偽造事件に連座し, 江戸十里四方追放の刑に処せられる(④51)
		9 佐渡奉行泉本正助・勝勘兵衛, 学問教諭所の造立を幕府に届け, 建設に着手する(④756)
	秋.	鈴木牧之, 「夜職草」を著す(⑤629)
		12 出雲崎町の敦賀屋・乙茂屋, 尼瀬町の京屋, 幕領出雲崎陣屋管内の年貢回米を請け負う(④608・712 ⑤450)
		◇木地屋弥助ら, 信州から頸城郡笹ヶ峰に入り開拓を始める(④99)
		◇直江津で今町漁民と出雲崎漁民, 漁場をめぐり争う。天保4年再び争い, 双方寺社奉行に提訴, 同13年和解する(④267)
		◇このころ, 刈羽郡大窪村鑄物師原(本間)琢斎, 蠟型鑄金をはじめ。のち弘化4年, 佐渡で大砲鑄造にあたる(⑤399)
		◇村上藩主, 銘撰役所世話係小田長四郎の功績を賞す。長四郎, 同藩家中婦女子の手内職に機織りを建言, 採用される(④473)
1825	文政8. 4.	新潟町の鍛冶職仲間, 職分を統一するため鍛冶規定書を作成する(④595)
	8. 8	佐渡奉行所の学問所・武術所・医学所建設が落成, 開講する(④756)
		◇佐渡奉行, 佐渡金銀山中尾間歩の大貫工事を始める。天保2年に完成(④443)
		◇頸城郡大潟新田組合24か村, 大潟会所を設立する(⑤297)

		◇村松藩, 見附町商人山田屋勘右衛門, 翌年に宮島屋清八を高機世話役に任命し, 高機技術の導入をはかる(⑤327)
		◇この年, 岩船港への入港品総額575両余のうち, 約7割を蝦夷地産物が占める(⑤454)
1826	文政9. 2.	新潟町の桶屋職仲間, 享保年間の規定書を改変し, 桶屋職規定書を作成する(④594)
	5.15	新発田藩主溝口直諒, 「勸学令」を出す(④745・841 ⑤512)
	6	江戸の村上藩御用達, 藩債整理を目的として惣益講仕法を計画, 村上藩領民にも加入を勧める(⑤139)
		◇佐渡奉行泉本正助, 酒造業者・搾油業者に冥加金を課し, 金銀山の費用等に充てる(⑤54)
1827	文政10. 2.	新発田藩, 江戸藩邸内で講堂を設け, 江戸在勤藩士とその子弟の教育を行う(⑤513)
	5	出雲崎・水原代官所と桑名預所, 出雲崎町の京屋と回米仕法を結ぶ(④712)
	11	新発田藩, 国元の講堂を移転改築し, 学寮を併置する(④841 ⑤513)
	12	長岡藩, 新潟町の指物屋・檜物屋の仲間規定を成文化し, 順守を命じる(④593)
		◇旗本の三根山牧野氏, 融通無尽講の興行を領民に命じる。天保4年に領主の意趣により破会となる(⑤114)
		◇この年から押渡船(押切船), 佐渡赤泊と三島郡寺泊間に就航, 小木港打撃を受ける(⑤251)
		◇三島郡片貝村観音寺と浅原神社に掲げた俳額への応募句数, 1万5000句に達する(⑤634)
1828	文政11. 1.	蒲原郡間瀬村網元・網子, 漁方定書を決める(④258)
	3.29	国学者平田篤胤の養子鍊胤, 与板藩土とともに越後旅行に出発する。5月21日江戸に帰着(⑤584)
	4	新発田藩主溝口直諒, 借財整理のため趣法替えを命じる(⑤116)
	10	佐渡奉行所の学問教諭所, 修教館と名付けられる(④756)
	11.12	三条町を中心とする信濃川下流地域に大地震発生, 三条町・燕町・与板町・見附町など大被害。倒壊家屋2万1134軒, 死者1559人に及ぶ(⑤17・140)
		◇佐渡奉行所, 越後国水原代官所支配下の真島権兵衛ら5人から, 合計3000両の上金を受ける(④444)
		◇沼垂船統, 新発田藩の大坂回米5か年休年の間, 御蔵米川下げの独占を願う(④690)
		◇信濃善光寺町の厚連, 信州から新潟港にいたる信濃川新規通船を幕府に願い出る(⑤422)
1829	文政12. 5. 8	直江津今町に米騒動が起こり, 米屋・町役人宅9軒が打ちこわされる(⑤234)
	8.1	柏崎の庄屋松村規右衛門, 佐渡幕領米の大坂回送を請け負う。天保7年, 規右衛門請負免除を願う(④715)
	8.15	儒者長戸得斎, 頸城郡市振から越後に入り, 以後, 糸魚川・柏崎・新潟で交遊する(④798)
	12	頸城郡上稲田村北村金左衛門, 高田の塩問屋株を入手する(⑤211)
		◇三国街道地藏堂ほか3か宿, 蒲原郡から出雲崎宿へ輸送する商荷は, 島崎川を通さず宿継ぎするよう役所へ訴える(④674)
		◇佐渡奉行泉本正助, 網端縄を座物商品に指定, 出来縄検分と称し回村して買い上げる(⑤54)
		◇村上藩, 家中に対して儉約令を出発し, 支給する手当米の3年間減額を決める(⑤142)
		◇宮本茂十郎, 魚沼郡十日町に来住し, 絹縮交織(後に透綾織とよばれる)が本格的にはじまる(⑤339)

		◇村上彫工稲垣周左衛門(有磯周齋), 江戸の工匠玉楮象谷から堆朱の技法を習う。村上へ帰り, 堆朱の製作に取り組む(⑤396)
1830	天保1. 1.	新発田藩, 領内農業技術の現況把握のため「北越新発田領農業年中行事」を書き上げさせる(④829)
		1 小泉蒼軒ら, 新発田藩の命により, 藩内農業事情をまとめる(「山田能曾保掬」)(④333)
		3 佐渡奉行所地役人蔵田茂樹, 相川の年中行事を記した「鄙の手振り」(恵美草)を著す(⑤595)
	8. 3	長岡藩, 江戸藩邸の上屋敷内に, 江戸詰藩土子弟のため就正館を設置する(④748)
	9. 4	長岡藩領栃尾郷炭村の農民, 御用炭の負担軽減, 売炭の自由化を求め, 一揆(炭村一揆)を起こす(④485 ⑤34)
	9. 4	長岡藩, 財政再建のため借知, 徹底倹約, 御用金の賦課などを重点とした5か年計画を打ち出す(⑤98)
	10. 9	長岡藩領栃尾郷炭村の農民, 桑探峠・森立峠に高札を立て, 充炭値段の値上げなどを掲げ, 蜂起を呼びかける(⑤36)
		10.2 新発田藩, 穀留を行う(⑤118)
		10.29 米価高騰のため, 新潟町に大規模な打ちこわし起こる(⑤224)
		11 鳥屋野潟沿岸の神道寺・堀之内・笹口各新田の潟岸が大きく波欠けしたため, 組普請による改修を取り決める(⑤316)
		◇佐渡奉行, 地役人の悴を登用する場合, まず学問所見習役として出精させ, 学問所の推挙によって行う方針を示す(④757)
1831	天保2. 1.	新発田藩領中之島組で, 大庄屋・名主が申し合わせ, 「組方取扱品々改革取期箇条」を作成, 組内の改革に取り組む(⑤127)
		2 三条町金物行商人, 「仲間議定証文」を作る(⑤360)
		3 新発田藩士丹羽思亭, 屋敷内に私塾学半楼を完成する(⑤538・567)
		3 高田藩, 違作の年の幕領米津出し手続きを決め, 直江津今町に申し渡し, 請書を提出させる(⑤235)
		4 新発田藩, 『農家心得』を版行。領内に配布し, 農業技術の向上をはかる(④830 ⑤277)
		6 長岡藩領五か組の割元, 郷中困窮救済のため11か条の要望書を代官所に提出する(⑤99)
		6 魚沼郡井戸上沢鉛山, 吉ヶ平村源兵衛らにより発見される(⑤382)
		8 長岡藩, 天保元年の炭村一揆の要求をほぼ受け入れる(⑤37)
		11 長岡藩, 藩借財の元利返済を一時凍結する(⑤99)
		◇この年, 文政8年にはじまる佐渡金銀山の中尾間歩水貫坑道工事が完成する(④443)
		◇山辺里織を「村上縮」と名付け, 村上藩江戸吟味役所を経て, 江戸呉服問屋に売却する販路を開く(④473)
		◇尼瀬町京屋七左衛門, 自力で千石船の御用船を建造し, この年から幕領米の回送を一手に請け負う(④608・713 ⑤450)
		◇和算家小林百哺, 京都からの遊学後, 直江津今町に牙籌堂を開く(⑤13)
		◇新発田藩, 預地福島潟の開発に着手する。同5年までに約452町余の新田が完成(⑤117)
		◇見附の結城生産, 文政地震の被害から復興発展し, この年から文久2年にかけて町の人口2倍に増加する(⑤265)
		◇村松藩, 拾石鉛山を御手山とし, 五泉町辰五郎を引き続き山方世話人とする(⑤387)
		◇頸城郡姫川原村(新井市)正念寺興隆, 西本願寺派最高の学階である勧学となる(⑤647)
1832	天保3. 1.	江戸飛脚問屋島屋, 越後の飛脚便を三国通り蒲原郡水原まで開業することを幕府に出願する(⑤412)
		3 長岡藩郡奉行, 詳細な倹約令を領内に触れる(⑤102)
		3 長岡藩, 2年間延期していた四木改めを実施する(⑤102)

		5	新発田藩, 徒党企ての罪により, 中之島組坂井村枝郷太田の百姓弥次郎らを処罰する(⑤119)
		8	蒲原郡中村浜戸三郎, 難船。11月ハワイのオアフ島に漂着, のち無事帰国(⑤460)
		11.13	長岡藩藩医ら, 無宿人の解屍を行い, 実証的医学への先鞭をつける(⑤612)
		11	蒲原郡福島村庄屋田中新之丞, 巡村中の幕府評定所役人に信濃川大河津分水路掘割着工の許可を請願する(⑤306)
		12	江戸定飛脚問屋島屋, 幕府の許可を得て, 水原から三国通りと会津通りを經由江戸までの飛脚便を開業する(⑤412)
			◇三条町金物商人石田利八, 「利八渡世よわたりの事」を著し, 三条金物の取引先を示す(⑤360)
1833	天保4. 7.		出雲崎漁民と今町・犀浜3か村との漁場争い起こる。天保13年3月和解する(④268)
		7	佐渡国仲平野低湿地, 大水害を受ける。破免検見を願い出る村が続出する(⑤23)
		7	新発田藩, 穀留令を出す(⑤120)
		8	佐渡奉行鈴木正恒, 老中に佐渡の飢饉の状況を報告, 検見入りおよび年貢を減免しないと伝える(⑤23)
		9	高田藩, 穀留令を出す(⑤96)
		9	見附の画家渋谷三貫, 三条の神子島楼で書画詩歌の会を開催する(⑤638)
		10	三島郡片貝村佐藤佐平次, 貧民救済のため魚沼郡秋山郷などに粃・稗を施す(⑤21)
		11.14	新発田藩領蒲原郡小須戸町で, 小前層が穀屋庄右衛門宅を打ちこわす(⑤120)
		11.19	佐渡奉行若林市左衛門, 修教館で地役人の子弟18人に素読試を行う(⑤524)
		11	秋田藩, 勘定吟味役大腰忍治らを, 新潟に買米のため派遣する(⑤443)
		11	高田藩, 高田と奥州釜子陣屋で貯えた3750石の困米を飢人手当として施す(⑤96)
	12. 1		岩船郡瀬波の酒屋源蔵船・寺泊米屋船, 飢饉の折, 米100俵を津軽深浦に運ぶ。船頭と水主, 南部藩から, 生涯水主役免除される(⑤442)
		12.14	魚沼郡並柳村関矢孫左衛門, 窮民に対する施粥をはじめる(⑤22)
			◇鈴木文台, 蒲原郡粟生津村に私塾長善館を開く(⑤12・532)
			◇この年から同8年にかけて, 越後・佐渡とも飢饉(天保の飢饉)により大きな被害を受ける(⑤18)
			◇この年, 川浦・脇野町代官所, 頸城郡村々惣代に作徳米等を貯え, 夫食不足の村々の救済にあたるよう命じる(⑤21)
			◇このころ, 岩船町から●荷1500~1600駄を米沢藩領へ送る(⑤499)
			◇館柳湾, 「荒年充糧志」を出版する(⑤585)
1834	天保5. 2. 9		新潟の高橋船・大西船, 酒・大根・味噌などを秋田土崎港へ運ぶ。秋田藩, 飢饉中のため, 沖の口役銭を免除する(⑤443)
		2	佐渡奉行所, 米穀買入れと価格調査のため相川町掛屋山田茂平次・野口五吉を越後へ派遣する(⑤25・443)
	2~3.		栃尾町役人, 名子(借地・借家人)の取締りを行う(⑤261)
	3. 2		寺泊町本間弥平太, 越後米1500俵を秋田藩の依頼で船積み出帆させたため, 米騒動が起こる(⑤245・443)
		4	長岡藩領栃尾郷の飢人, 4563人にのぼる(⑤104)
		4	村松藩で代官方の不正事件起こる(⑤131)
		7	幕府, 米価高騰の原因は穀留政策にあるとして, 自由な米穀流通の奨励を触れる(⑤19・131)

		7	魚沼郡谷内村内山三右衛門, 魚沼12か村に米・粃などを施す(⑤21)
		9	村松藩, ●田地見, 不作田地見, 年貢米納入などに関する触書を出す(⑤131)
	11. 3		新発田藩預所下興野新田で, 小前層が年貢米の津出しに反対し, 騒動を起こす(⑤121)
	11. 5		新発田藩, 沼垂町・中之島組今町の不穏状況に対し, 警戒のため藩役人を派遣する(⑤121)
		11	頸城郡今村新田など3か村, 幕領から糸魚川藩領に編入されたため, 出費がかさんだとして, 冥加米代金免除を願い出る(⑤777)
		12	長岡藩, 天保元年以来の財政改革が成果をあげたとして, 家中に扶持米・役米の返済をはじめ(⑤103)
		12	新発田藩, 預地福島潟新田の検地を行うことを決め, 翌年実施する(④369 ⑤118)
1835	天保6. 2.		村松藩, 後年の凶作に備える名目で, 濟生講仕法を打ち出し, 翌年開始する(⑤133)
		3	幕府, 会津藩に井戸上沢鉛山の稼行を許し, 十分の一運上山とする(⑤383)
		6	頸城郡大潟新田新堀川再掘割工事, 完成する(⑤297)
	11. 7		蒲原郡矢川流域74か村, 矢川を小見郷屋から内野へ掘り割りし, 新川へ通す工事の実施を決める。他村の反対により中止となる(⑤300)
		11	薩摩の船, 蒲原郡村松浜で難破したことから唐物抜荷事件が起こり, 新潟町回船問屋若狭屋市兵衛らが遠島などの処罰を受ける(⑤67)
1836	天保7. 2.		幕府, 福島潟新田の開発成就をたたえ, 新発田藩主および家臣堀主計らに時服・銀子を与える(⑤118)
		3	高田小町の塩問屋, 信州柏原・古間両宿の塩商人に「庭取」で塩荷物を出すことを申し入れる(⑤486)
		3	「北越雪之鏡」(越後国文人かがみ)刊行される(⑤575)
		6	頸城郡村々, 飢饉を理由に郡内米穀の他国売出し禁止を願い出る(⑤281~282)
		7	岩船郡寝谷村の富樫兵右衛門船, 津軽深浦の円覚寺に船絵馬を奉納する(⑤441)
		7	仙台藩, 出雲崎敦賀屋権之助と約定を結び, 石巻・寒沢港へ越後米の回送をはかる(⑤444)
		8.29	新発田藩, 穀留令を発し, 雑穀の領外への売出しも禁じる(⑤121)
		8	新発田藩, 米価の高騰に対して, 新発田町・沼垂町の小前に安値で米を販売する(⑤120)
		8	村上藩, 穀留を実施する(⑤142)
		9	南部藩, 領内凶作のため, 藩士斗賀沢権右衛門を新潟出役とし, 御米手配・支配人ら14人を新潟に派遣, 買米にあたる(⑤442)
		10	米価高騰のため, 佐渡夷町・稲鯨村・小田村などの民衆, 相川弾誓寺で寄合をもつ(⑤33)
			◇長岡藩校崇徳館の都講, 徂徠学の秋山景山から朱子学の高野松陰に替わる(⑤509)
			◇蒲原郡田上村の地主原田巻家の所持高610石となる。万延元年には2641石に増大する(⑤186)
			◇蒲原郡加治川筋三日市・早道場船方仲間, 積荷運賃など細則を定め, 双方の積荷分担を決める(⑤417)
			◇この年から江戸町方御用達仙波太郎兵衛, 新潟十七軒町に止宿し, 蒲原米の買付けを行う(⑤442)
1837	天保8. 1.		村上藩, 領内の富豪に新穀ができるまで備米を命じる(⑤142)
	2. 4		長岡藩領栃尾郷で, 米屋・質屋などの打ちこわしを呼びかける張り紙が出る(⑤104)
	2. 4		大塩平八郎の乱

	2.16	新発田藩、勸農方に三宅覚之丞・遠藤勇三郎を任命し、その下に村々の勸農係を置いて農民を教導する(5122)
	3.22~23	魚沼郡田沢村など12か村約2000人の百姓、中深見・秋成村などの地主宅を打ちこわす(522)
	4. 5	新発田藩領中之島組今町で、小前層が穀商のしとみ戸を打ちこわす。新発田藩の足軽、出動する(5121)
	4. 6	村上藩領三条町鶴屋源助長屋の小前層、他領への米の川下げに抗議し、裏の明き店に放火する(5142)
	4. 7	新発田藩、長岡藩領新潟港の不穏な動きが沼垂町へ波及することを恐れ、警戒のため役人を派遣する(5122)
	4. 9	村上藩領地蔵堂町で、出雲崎商人による米の買占めに抗議して、小前層が騒動を起こす(5143)
	4.21	村上藩領地蔵堂町・燕町で、小前層による不穏な動きあり、三条役所から足軽数人が駆け付け、警戒に当たる(5143)
	4.27	新発田藩、新潟町奉行所の依頼を受けて、新潟付近の不穏状況取締りのため役人を派遣する(5122)
	4	村松藩、穀留を実施し、余分な米を安値で買い上げる(5134)
	4	南部藩士斗賀沢権右衛門、三根山・沢海・新発田・村上の蔵米合わせて1910俵を加州船5艘で、新潟から野辺地へ回送する(5442)
	5. 1	夜九ツ半時、三条町の商人宅からの不審火で家数250軒余を焼失する(5143)
	5. 6	新発田藩領亀田町で、小前層が米の安売り・手当米の支給を要求し騒動を起こす(5122)
	6. 1	国学者生田万、門人らを率いて桑名藩の柏崎陣屋を襲撃する(59・19・37・585)
	9	糸魚川藩、糸魚川町年寄に翌年2月までに計2000両の御頼金を命じる(5210)
		◇この年から、水原村市島徳次郎、飢饉対策として窮民に賃銭を与えて土盛りし、別邸(継志園)を建てる(522)
		◇村松藩、農・町民からなる「御目付方御手先」(密偵)を設け、領内の治安維持をはかる(5134)
		◇幕府、全国の酒造人と酒造米石高を調査する。越後の酒造人は819軒、休株41軒の計860軒、酒造米石高の合計は5万9143石8斗3升2合3勺に達する(5346)
		◇蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍、救荒食物を解説した「救荒孫之杖」を出版する(5578)
		◇鈴木牧之、『北越雪譜』初編3冊を江戸の文溪堂丁字屋から刊行する。天保12年から13年にかけて二編4冊を刊行する(5623)
1838	天保9. 2.	高田藩、奉行所門前に目安箱を設置する(596)
	4	越後●商人惣代沼垂町利兵衛、米沢城下の●3問屋に対し、火災の際の弁償について依頼する(5499)
	④.	佐渡一国の農民、年貢・諸役の軽減、専売制度、鑑札制度の廃止等を要求して蜂起、8月にかけて各所で穀屋・富商を打ちこわす(59・50)
	5.25	佐渡滝平・大石両村の農民ら、小木町の回船問屋など13軒を打ちこわす(558・250)
	6	蒲原郡坂井新田名主小泉善之助、新発田藩から隠密として佐渡に派遣され、佐渡天保一揆の聞書「佐州騒動志」を著す(553)
	6	長岡船道の米穀運送と上前の特権をめぐり、長岡船道と蔵王領船持の紛争が起こる。同年12年6月、評定所で判決下りる(5419)
	7	魚沼郡片貝村佐藤佐平治家、蝦夷松前の出酒について尼瀬の浜屋甚六と約定する(5352)
	7	知久六左衛門(翹溪)、村上藩校(安政年間に克従館と命名)の師範を命じられ、学制を一新する(5517)
	8. 1	幕府、高田藩に佐渡の一揆鎮圧を指示する(560)
	8. 6	佐渡丸山村の農民、米商を打ちこわす(558)

	8.12	佐渡徳和村の農民、徳和村の富農・問屋などを打ちこわす(⑤59)
	8.28	高田藩と佐渡奉行篠山十兵衛、佐渡天保一揆鎮圧のため、出雲崎から渡海する。ついで9月1日、幕府軍渡海する(⑤60)
	8	会津南山御蔵入領の領民ら、八十里越の牛馬道開削を田島代官所に願ひ出る(⑤408)
	8	信州善光寺町の厚連ら、千曲川難所の岩石を掘り割り、普請を行い、通船路を開く(⑤423)
	9. 2	高田藩と幕府軍、佐渡天保一揆鎮圧のため、相川・新町・小木・四日町に駐屯する(⑤60)
1839	天保10.春.	魚沼郡大栃山村七左衛門ら、外桧鉛山を発見する(⑤383)
	5	新発田藩、堀主計を勝手方主役に任じ、財政難克服のための趣法替えに取り組ませる(⑤124)
	12	新発田藩、家中に翌年から5か年間の格別の儉約を命じる(⑤124)
		◇このころ、頸城地方の代表的民窯五智焼はじまる(⑤392)
		◇佐渡奉行所、広恵倉の商品売買業務を停止する。同13年、羽田浜の広恵倉の御蔵1棟を奉行所構内に移し、書物収納庫とする(⑤764)
1840	天保11. 1.	長岡藩主牧野忠雅、京都所司代となり、侍従に任じられる(⑤105)
	3	新発田麩屋町藤兵衛、新発田藩から魚油製造の許可を得て、松ヶ崎浜で製造開始する(⑤125・219)
	5	新発田町細山甚助、新発田藩から陶器製造の許可を受け、古寺山に窯を築き製造を開始する(⑤125)
	5	新発田藩、在町の物価動向を監視する御糺方を設置する(⑤124)
	6	佐渡天保一揆の判決下る。頭取善兵衛は獄門、羽茂郡惣代宮岡豊後が死罪となり、その他多数が処罰を受ける(⑤61)
	10	北国街道高田藩領宿々問屋、冬季間の人足賃銭増額を藩奉行所に嘆願する(⑤706)
	11. 1	幕府、川越・庄内・長岡の3藩に三方領知替えを命じる(⑤3・64・105)
	11.1	長岡藩、領民が幕府に対し、三方領知替え反対の訴願を行うことを禁じる(⑤65・105)
	11	新潟港で再び唐物抜荷事件が起こる。回船問屋小川屋金右衛門ら関係者が同14年に処罰される(⑤67)
	11	村松藩、村松町に対して奢侈を戒め、米穀商の米価操作を禁じる(⑤134)
	12	佐渡奉行所地役人原田久通、奉行川路聖謨の命により『佐渡四民風俗』「追加」を執筆する(④821)
1841	天保12.①.29	長岡藩、三方領知替えに伴う出費に充てるため、領内に寸志上金の抛出を命じる(⑤65)
	2	会津藩預所魚沼郡7か組、長岡藩編入の風聞を聞き、私領渡し反対の嘆願を行う(⑤66)
	3	佐渡奉行久須美祐明、佐渡支配改革の意見書を老中水野忠邦に提出する。同5月、佐渡での改革はじまる(⑤62・82)
	5	幕府の天保改革はじまる
	5	見附町・新町の機屋一同、山田屋勘右衛門・宮島屋清八の二人を「不正の世話」をしたとして藩に訴える(⑤327)
	5	村松藩、勘定方の不正事件発覚により、藩の役方人事を大幅に改める(⑤134)
	5	松本藩郡奉行、信州大町の塩商人らを伴い糸魚川を訪ね、塩の自由販売を要求。糸魚川藩、地塩の相対直仕入れを認める(⑤491)
	6	村上藩、儉約令を出す(⑤143)
	6	幕府、信州丹波島から新潟港に至る信濃川通船開業を許可する。善光寺町厚連、8月11日から20石積船10艘を運行させる(⑤423)
	7.12	幕府、三方領知替令を撤回する。長岡藩、この報を同16日に領内に通知する(⑤3・66)
	8	新発田藩、幕府の触書に準じ、質素・儉約の徹底をはかる(⑤126)

		9	長岡藩, 農民の結城機稼ぎを禁じる(⑤106)
		9	村松藩, 見附町の機屋山田屋勘右衛門・宮島屋清八両人を世話方に任命, 同年10月より村松藩家中婦女子を織子に募集し, 議定書を結ぶ(⑤325)
	12. 5		村松藩, 「郷中高機禁止令」および「機改仕法」を発し, 結城織の統制を開始する(⑤328)
			◇阿賀野川筋の津川・下条船持仲間, 公荷(会津藩)輸送を拒む小船の自由運行を禁止する(⑤416)
			◇三根山牧野家, この年から水原の角市市島家と新発田の白勢家から資金を借用する(⑤813)
1842	天保13. 1.		幕府, 佐渡の郷村支配組織を改正し, 6か村ずつの組合を編成, 組合ごとに倭約・風俗匡正・備荒貯蓄などについて惣百姓の請書を提出させる(⑤83)
		1	与板藩領村役人ら, 在方の者が結城機稼ぎをしないよう申し合わせる(⑤115)
		2.15	新発田藩校講堂長屋から出火し, 講堂・学寮・槍稽古所・医学館前長屋などを焼失する(⑤516)
		2	佐渡奉行所, 村入用負担の公正を期するため, 村入用帳2冊をつくらせ, 役所と名主所に各々置かせる(⑤87)
		2	長岡藩, 再び結城機(高機)禁令を出す(⑤106)
		3.27	桑名藩, 大河津分水路掘割着工の願書を幕府へ提出する。幕府, 調査の結果, 桑名藩に許可を与えず(⑤310)
		3	新発田藩, 中之島組・大面組大庄屋あてに農民の結城機稼ぎの禁止を達する(⑤126)
		4	長岡藩, 4月から5月にかけて日常生活全般に対する厳しい統制令を出す(⑤107)
	春.		倉石●窩, 高田に私塾文武濟美堂を開く(⑤12・528)
		5	米沢街道が混雑して青苧荷物滞留のため, 小千谷から惣代丸山三右衛門が山内宿へ改善を要請する(⑤501)
		6	村上藩, 物価引下げ令を出す(⑤144)
		6	長岡の惣町代, 町会所に在方商業による長岡町商業の衰退を陳情する(⑤212)
		6	佐渡奉行所, 日用品をはじめ諸職人手間賃, 人足賃, 借地代・店賃から豆腐1丁に至るまで, 価格の引下げを命じる(⑥88)
		7	長岡藩, 千手町村に対し, 5か年の期限付きで, 新たに湯屋・荒物・醤油・けんどん・綿打・線香・雑菓子類などの商売を認める(⑤109)
		7	与板藩, 風俗改革に着手する(⑤115)
		8	佐渡奉行所, 物価引下げのため, 番所付き問屋の荷揚げ商品購入独占権を廃止する(⑤250)
		8	佐渡奉行所, 囲米高の増加と囲米全ての靱納を命じ, 御困蔵を島内3か所に新設する(⑤89)
		9	佐渡奉行所, 四十物師などの株仲間・請座商人仲間等を解散させる(⑤87)
		10	新発田藩, 請色値段下達書を新発田町・在方に公布, 物価引下げをはかる(⑤126)
		12	幕府, 蒲原郡下条村市島次郎吉らに, 越後御城米の7か年季江戸・大坂回米を命じる(④714)
			◇柴田市次郎, 仙台の機業家から仙台平の技術の伝習を受け, 郷里の新津に伝える(④472)
			◇幕府, 豊後国金山師善九郎に蓮華銀山の試掘を許可する(④448)
			◇村上藩, 滝波重兵衛を製茶売りひろめ方に任用する(④488)
			◇佐渡奉行所, 相川水金町・小木町の公娼の人数を制限する(⑤85)
			◇村松藩, 出羽国道川村の陶工道川(阿部)忠治を瀬戸方副棟梁として招き, 藩窯を開始する(⑤391)

		◇村松藩、前年の郷中高機禁止令を改め、在方から条件つきで織子稼ぎを認める(5329)
		◇水原代官小笠原信助赴任し、水原陣屋を中心として学問の振興をはかる(5525)
		◇三島郡片貝村の農民ら、無住となった学館(朝陽館)の舎屋を再建し、学館の復興を行う。学館名を耕読堂と改める(5542)
		◇この年から、浄土真宗の篤信者(妙好人)の逸話を集成した『妙好人伝』が刊行される。安政5年に完結(5652)
1843	天保14. 1.	高田藩、各組大肝煎に異国船渡来の際の防御方法および公用人馬の差出し方法を決めさせる(597)
		4 長岡藩、領民に3万両の才覚金上納を命じる(5111)
		6.11 幕府、長岡藩に新潟町の上知を命じ、同月17日勘定吟味役川村修就を初代新潟奉行に任命する(566・69・111)
		8 八十里越新道の普請開始される。村松藩領地内の普請、翌9月に完了する(5409)
	秋.	長岡藩主牧野忠雅、京都清水の陶工2代清水六兵衛を招き、長岡郊外悠久山内に藩窯を創設する(5391)
	⑨.	国学者鈴木重胤、越後に入り、新発田藩新津組大庄屋桂誉正宅に6日間滞在する。弘化元年にも越後各地に滞在する(5586)
		10 高田藩、領分海岸通りに22か所の大筒台場を設ける(597)
		11.21 新潟奉行川村修就、仲金徴収事務を改革する。これにより仲金収納高急増する(570)
		12.17 川村修就、奉行所内で役人に稽古を行わせる。以降、大筒の稽古なども実施する(577)
		12 川村修就、物価統制令を新潟町へ触れる。以後、たびたび同趣旨の触を出す(574)
		12 村上藩、藩主内藤信親の寺社奉行就任を機に、領内へ高割御用金、および富裕者を対象とする人別御用金を課す(5146)
		12 幕府、魚沼・刈羽・頸城3郡「役内」農民に課していた七品運上と運上請負制度を廃止する(5340)
		◇幕府、佐渡奉行の二人制を廃し、一人制とする(585)
		◇村松藩、領内新田師100人を使役し、蛭野・新屋・安出3村保有の畑地を田に開発する(蛭野大原の開墾)(5138)
	(天保年間)	このころ、柏崎町医師ら、町内に医学館を開設、毎月8日の月並輪会や医学研修を行う(5617)
	( " )	佐渡羽茂本郷村氏江市郎兵衛、羽茂稻扱の生産をはじめ(5370)
1844	弘化1. 1.	長岡藩、幕命を受け蒲原郡五十嵐浜村・四ッ郷屋村の警固人数を増員する(5112)
		2 佐渡奉行所、島内の主要在町に諸色値段引下方掛りを置き、物価の引下げ状況を監視させる(589)
		3 川村修就、異国船への対処の心得を発する。嘉永1年、この心得を改正(578)
		4 佐渡奉行所、不足する金穿り大工補充のため、大工の労働を軽減、市郷に大工募集を触れる(5761)
		10 長岡藩、この月以降長岡城外で軍事訓練を実施する(5112)
		11 江戸谷中大川良平、清水新道開削願いを幕府に提出。ついで嘉永4年12月、白川家神職寛水翁、開削計画を幕府に提出する(5409)
		11 川村修就、新潟奉行所内の武術稽古所を建て直し、学問所(後に観光館と称する)とする(5523)
		12 幕府、長岡藩領寄居・白山外新田・流作場新田を上知し、榎岡新田・松野尾村のうちから代知を与える(5112)
1845	弘化2. 1.	川村修就、風俗取締りのため、新潟町役人に命じ、泊茶屋・船宿に営業心得を徹底させる(573)

		1	幕府, 七品運上制を復活する。この後, 役銀の納入方法をめぐり紛糾し, 3月, 請負人入札制から7組郷元らによる役銀徴収方法に変わる(④461 ⑤341)
		3	村松藩, 領民に桐木の植栽を命じ, 翌年, 各組に桐木御用掛をおく(⑤137・278)
		6	老中牧野忠雅(長岡藩主), 海防掛に任じられる(⑤112)
		10	幕府, 異国船の新潟来航に備え, 村上藩・村松藩を新潟援兵の藩と決定する(⑤80)
		11	長岡藩, 在方(千手・宮原・新町・新保)に商業を許し, 代わりに町方に役銀を年20両納入するよう命じる(⑤213)
			◇上州の吉田樸齋『越後人物志』を刊行する(⑤576)
1846	弘化3. 4.		幕府, 佐渡奉行二人・隔年交替制に復す(⑤86)
		5	蒲原郡小須戸町仙之助, 「中機」と称する高機と大和機の間機を考案する(⑤324)
		7	新潟町の回船問屋若狭屋市兵衛ら, 米沢藩の御用鉄(長割鉄1万2000貫など)買付けにあたる(⑤428・430)
		7	魚沼郡小千谷の和算家佐藤雪山, 「算法円理三台」を著す(④846 605)
		8	佐渡奉行所, 沢根の鶴子銀山の床屋跡に鑄立小屋を建て, 大砲を鑄造する(⑤770)
		9	佐渡奉行所, 広間役石井三郎右衛門建議の「御仕入稼法」を採用, 廃坑の再開発を試みる(④445⑤761)
		10	善光寺町厚連・川田村(長野市)又右衛門, 幕府から信濃川通船の5か年季の通船を許され, 以後も年季更新を続ける(⑤424)
		11	村松藩, 領内豪農に財政難・海防強化などを理由として御用金上納を命じる(⑤136)
		12	佐渡姫津村の沖漁船持ら, 沖漁の隆盛に伴い, 新規漁船を規制する取決めを交わす(④273)
1847	弘化4. 2.		新潟奉行川村修就, 新潟の鑄筒師に命じ, 大筒の鑄造を行う(⑤81)
		9	新発田藩, 全領に年貢高1石につき永300文の御用金上納を命じる(⑤127)
			◇新潟の回船問屋若狭屋市兵衛, この年から米沢藩御用鉄の一手請負を始め, 海老江へ回送する(④724)
			◇村松藩, 蒲原郡下田郷五十嵐川流域の江口村外4か村にまたがる前谷で新田開発に着手する(⑤138)
			◇高田町御用菓子屋高橋孫八, 蓮華温泉の開発と硫黄の採掘・販売を幕府へ願い出る(⑤221)
1848	嘉永1. 2.28		里見源左衛門, 川浦代官として着任。出雲崎代官篠本彦次郎, 水原代官小笠原信助と3人で幕領を支配(⑤740)
		5.12	新潟奉行川村修就, 新潟町に「非常心得方覚」を布告し, 異国船来航時の対処方法を改める(⑤79)
		5	糸魚川藩, 幕命による海岸警備のため, 役夫108人の徴発を命じる(⑤778)
		8	長岡藩領栃尾組はじめ7か組の代表ら, 老中へ新潟上知引き戻しを求め, 駕籠訴を企てる。藩, これを察知し中止させる(⑤66)
		9	魚沼郡の出雲崎代官所管内の村々, 支配陣屋の帰属をめぐり紛糾する(⑤741)
			◇このころ両津湾～小佐渡海岸(東浜)に手繰網漁はじまる(④275)
			◇上州倉賀野の飯塚久利来遊, 頸城郡から岩船郡までの旅を「越路日記」に著す(⑤594)
1849	嘉永2. 1.19		新発田藩主溝口直溥, 医学館を学寮内に移し, 藩土に学問の奨励を達する(⑤822)
		2	出雲崎代官所管内の魚沼郡35か村, 脇野町出張陣屋付きへの編入を願い出る(⑤742)

		2	高田藩, 領内の台場22か所に大筒5挺ずつを配備する(⑤783)
		2	会津藩, 蚕種・桑種を希望する者は申し出るよう越後領内に触れ出す(⑤279)
		4	村松藩, 与板町扇屋清助に七谷・下田産出の干狗脊の専売権を認める(⑤137)
	6. 3		長岡藩, 借財23万両の解消のため, 領内に8万両の才覚金を命じる(⑤794)
		7.19	異国船, 初めて佐渡外海府願村沖合に出現。島民より水を給される(⑤5・766)
		8	水原代官所元締高尾駿助・水原村市島徳次郎ら, 3000両を村上藩に融通する(⑤741)
	12. 3		佐渡, 赤泊村田辺九郎兵衛・松沢伊八, 松前江差へ渡る(⑤483)
		12	新潟町の木挽職仲間, 木挽規定書を作成する(④593)
			◇小泉蒼軒は, 秋山景山の「越後国長岡領古志三島蒲原三郡答書」(文化14年)を補訂, 「北越月令」を著す(④829)
			◇村松藩, 前谷新開をめぐり五十嵐川下流の三条町と争い, 翌3年和解する(⑤138)
			◇新発田町島屋銀太, 立売町で薬種店を開業する(⑤222)
1850	嘉永3. 2.		村松藩主堀直央, 城主格を幕府に内願し許される。6月から城普請を行い, この年の暮れに竣工する(⑤832)
		4	村松藩, 自領産の鉛を用い, 白粉の製造を開始する(⑤137)
	8. 下		米価高騰のため, 新潟奉行川村修就, 町会所において困窮者に飯米を施す(⑤75)
			◇水原代官元締高尾駿助, 陣屋の後ろに教授所(温故堂)を建て, 頼支峰を講師に招く(④842 ⑤525・742)
			◇信濃善光寺町竹内幸兵衛, 蒲原郡葛塚に緋の技術を伝える(⑤323)
			◇野州佐野天明町正田利右衛門, 旧上田銀山跡付近で鉛山稼ぎを開始する。同7年7月, 正田鉛山産出の荒鉛約2000貫を三国街道越えて佐野に運ぶ(⑤384)
			◇津川・下条船持仲間, 散波船(小船の一種)の自由な積込みを許し, その船一代限りの運行を認める(⑤416)
			◇小千谷青芋問屋田中松兵衛ら, 撰芋荷遅滞の改善を米沢藩領内の撰芋小宿に掛けあう(⑤501)
1851	嘉永4. 3.		村松藩, 財源強化のため蒲原郡下田郷・七谷郷における諸産物売捌き仕法を実施する(⑤833)
		4.23	長岡藩, 結城縞の役銀取立てと引替えに高機を許可する(⑤333)
		4	新発田藩, 元の御菜園を西洋流の砲術調練場とする(⑤820)
		6.19	新発田藩, 家臣の佐治孫兵衛・堀一藤次を西洋流砲術修行のため, 江川太郎左衛門のもとに派遣する(⑤613・820)
		6	桑名藩, 家中・領民に厳重な儉約を命じる(⑤860)
		8	村上藩, 滝波重兵衛を旅出茶取締方に任用する(④490)
		9	村松藩, 諸役方に3年間の格別の儉約を命じる(⑤833)
		12	村上藩主内藤信親, 京都所司代から西丸老中に昇進, 同6年9月に老中となる(⑤139・845・847)
			◇村松藩, 再び前谷新田の開発に着手し, この年ほぼ江口村分の荒地の開発を終了する(⑤138)
1852	嘉永5. 2.		長岡藩, 財政難のため, 仕法立直しをはかり, 水原村市島徳次郎はじめ, 各地の豪農商から4万両借財する(⑤795)
		4	刈羽郡半田村で, ランビキ蒸溜法による製油が行われる(⑤7)
		5	村上藩, 領内に5万両の御用金を課す(⑤845)
		9	高田町問屋庄兵衛, 一本木新田製葛粉の販売独占権を得ようとし, 高田町惣年寄に願書を出す(⑤215)
		11	高田藩, 高田町問屋庄兵衛と一本木新田庄屋嘉藤治に対し, 一本木新田の葛粉専売を許可する。翌6年9月専売制を廃止(⑤215・283)

		◇吉田樸齋,「越海漁篷」を著す(⑤576)
1853	嘉永6. 2.	長岡藩,「御取締御触書」を出し, 村々の新規酒商いを従前どおり禁止する(⑤355)
	3. 2	佐渡松ヶ崎・腰細・赤泊などの松前稼ぎ商人, 小木町商人の松前向け荒物類の買占めを佐渡奉行所に訴える(⑤481)
	3.12	高田茶町田原儀左衛門, 硝石の採集を高田藩に願い出る(⑤219)
	4	古志郡栃尾の書家富川大塊, 三条西別院で「三条●居発会」を催す(⑤638)
	4	村松藩, 嘉永4年の儉約令をさらに5か年間延長し, 万延1年7月まで諸般の改革(丑年の御改革)を実施する(⑤833)
	5	村松藩, 全領に人別御用金を賦課し, 見返りに藩営の専売政策や新法の実施を見合わせる(⑤834)
	5	村上藩, 借財返済のため財政改革に着手する(⑤845)
	6. 3	ペリー, 浦賀に来航する
	6	岩船郡板貝村勇之助, 前年の9月3日松前小島沖で遭難漂流し, アメリカ商船に救助され, サンフランシスコ港に到着する(⑤459)
	7	三条町金物問屋, このころから夏季の信州向け商荷継送を, 高田回りから十日町経由で行うようになる(⑤363)
	8.23	長岡藩領栃尾郷の農民, 新法反対・才覚金中止などを訴え, 割元・庄屋・富商らを打ちこわす(④485 ⑤9・797・866)
	9. 5	幕府, 海防のため上金を命じる。水原代官所管下で182人が1万4354両の上納を願い出る(⑤743)
	9	新発田藩, 佐治孫兵衛を江戸にのぼらせ, 江戸詰めの藩士に砲術を教授させる(⑤820)
	10	川浦代官所, 管内の頸城郡・魚沼郡の77人に2000両余の上金を命じる(⑤744)
	12.16	新発田藩主溝口直溥, 財政改革を試み, 家中に質素儉約を命じる(⑤817)
		◇新発田藩, 新発田川の流れをよくするため, 川幅を2間に広げ, 川床を2尺掘り下げ, 床浚いをする(④582)
		◇高田藩, 『明史稿』310巻80冊を刊行する(④844 ⑤564)
		◇蒲原郡五十島村惣兵衛, 元禄期以来銅山経営が行われている持倉山で, 鉛山を発見する(⑤388)
		◇出雲崎代官篠本彦次郎, 三島郡尼瀬の善照寺境内に校舎(行餘館)を建てる。安政3年廃する(⑤526・742)
		◇蒲原郡諏訪新田大野恥堂の家塾狭くなり, 塾舎を改築完成, 絆己楼と命名する(⑤540)
		◇長岡藩, 医学頭取田中修道の建白により, 藩医学校済生館を開設す(⑤613)
		◇柏崎町御内用達, 桑名藩柏崎陣屋へ御用金365両を調達する(⑤860)